

# \* 北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

目次 ページ

## 条 例

|                                                                   |    |
|-------------------------------------------------------------------|----|
| ○北海道知事政策部手数料条例…………… (総務部総務課)                                      | 2  |
| ○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例<br>…………… (情報基盤課)                    | 3  |
| ○札幌医科大学条例の一部を改正する条例…………… (総務部総務課)                                 | 5  |
| ○地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例<br>…………… (人事課)                     | 6  |
| ○北海道部設置条例の一部を改正する条例…………… (人事課)                                    | 8  |
| ○北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を<br>改正する条例…………… (人事課)           | 9  |
| ○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課)                             | 9  |
| ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例<br>…………… (人事課)                    | 9  |
| ○北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例…………… (管財課)                              | 10 |
| ○北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例<br>…………… (北方領土対策本部)                   | 11 |
| ○町としての要件に関する条例の一部を改正する条例…………… (市町村課)                              | 11 |
| ○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴<br>う関係条例の整備に関する条例…………… (情報基盤課) | 11 |
| ○北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例<br>…………… (環境保全課)                 | 15 |
| ○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例…………… (環境政策課)                              | 15 |
| ○北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例<br>…………… (自然環境課)                    | 16 |

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| ○北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例…………… (文化振興課)                 | 16 |
| ○北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例…………… (文化振興課)                  | 16 |
| ○北海道立オホーツク流氷科学センター条例の一部を改正する条例<br>…………… (文化振興課)     | 17 |
| ○北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例… (男女平等参画推進室)                 | 17 |
| ○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例<br>…………… (環境生活部総務課) | 18 |
| ○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)                 | 18 |
| ○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)                 | 19 |
| ○北海道立診療所条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課)                   | 22 |
| ○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課)                  | 22 |
| ○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例…………… (医療政策課)                  | 22 |
| ○北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例 (疾病対策課)                 | 22 |
| ○北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例…………… (地域保健課)                 | 23 |
| ○旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)                    | 23 |
| ○食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)              | 24 |
| ○かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)              | 24 |
| ○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品衛生課)                   | 24 |
| ○北海道立社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例 (地域福祉課)                 | 24 |
| ○北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例 (障害者保健福祉課)                 | 25 |
| ○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例…………… (経済部総務課)                | 26 |
| ○北海道計量検定所条例の一部を改正する条例…………… (経済部総務課)                 | 27 |
| ○北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例…………… (産業振興課)                 | 27 |
| ○北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例…………… (産業振興課)              | 27 |
| ○北海道立食品加工研究センター条例の一部を改正する条例 (地域産業課)                 | 28 |
| ○北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例<br>…………… (地域産業課)      | 28 |
| ○北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例…………… (農政課)                  | 28 |
| ○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例…………… (農政課)                   | 30 |

|                                 |            |    |
|---------------------------------|------------|----|
| ○北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例……………     | （農業改良課）    | 31 |
| ○北海道地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例    |            |    |
| ……………                           | （農業改良課）    | 31 |
| ○北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例の一部を改正する条例     | （農産園芸課）    | 31 |
| ○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例……………    | （酪農畜産課）    | 31 |
| ○北海道立林産試験場条例の一部を改正する条例……………     | （森林活用課）    | 31 |
| ○北海道立林業試験場条例の一部を改正する条例……………     | （森林活用課）    | 32 |
| ○北海道立道民の森条例の一部を改正する条例……………      | （森林活用課）    | 32 |
| ○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例        | （水産林務部総務課） | 33 |
| ○北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例……………     | （水産振興課）    | 34 |
| ○北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例……………     | （水産振興課）    | 34 |
| ○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例……………       | （漁港漁村課）    | 34 |
| ○北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例…     | （漁港漁村課）    | 37 |
| ○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………     | （建設部総務課）   | 39 |
| ○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 |            |    |
| ……………                           | （建設部総務課）   | 40 |
| ○河川法施行条例の一部を改正する条例……………         | （河川課）      | 41 |
| ○北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例……     | （砂防災害課）    | 43 |
| ○砂防法施行条例の一部を改正する条例……………         | （砂防災害課）    | 43 |
| ○北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………   | （砂防災害課）    | 45 |
| ○北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例……………   | （砂防災害課）    | 47 |
| ○風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例……………    | （都市計画課）    | 47 |
| ○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………      | （公園下水道課）   | 48 |
| ○北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例…     | （建築指導課）    | 53 |
| ○教育公務員特例法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 |            |    |
| ……………                           | （教育庁給与課）   | 53 |
| ○北海道立青年の家条例の一部を改正する条例……………      | （教育庁生涯学習課） | 54 |
| ○北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例…        | （教育庁生涯学習課） | 54 |
| ○北海道立博物館条例の一部を改正する条例……………       | （教育庁生涯学習課） | 55 |

|                               |                |    |
|-------------------------------|----------------|----|
| ○北海道立美術館条例の一部を改正する条例……………     | （教育庁文化課）       | 57 |
| ○北海道立体育センター条例の一部を改正する条例       |                |    |
| ……………                         | （教育庁スポーツ健康教育課） | 58 |
| ○北海道立学校条例の一部を改正する条例……………      | （教育庁高校教育課）     | 60 |
| ○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例 |                |    |
| ……………                         | （警察本部警務課）      | 60 |
| ○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例…… | （人事課）          | 60 |

| 条                                                                                                    | 例 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 北海道知事政策部手数料条例をここに公布する。                                                                               |   |
| 平成16年 3 月31日                                                                                         |   |
| 北海道知事 高 橋 はるみ                                                                                        |   |
| 北海道条例第 3 号                                                                                           |   |
| 北海道知事政策部手数料条例                                                                                        |   |
| （趣旨）                                                                                                 |   |
| <b>第 1 条</b> この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第228条の規定に基づき、知事政策部の所掌する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。 |   |
| （手数料を徴収する事務等）                                                                                        |   |
| <b>第 2 条</b> 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。                                           |   |
| （手数料の納付方法）                                                                                           |   |
| <b>第 3 条</b> 手数料は、北海道収入証紙で納めなければならない。                                                                |   |
| （手数料の減免）                                                                                             |   |
| <b>第 4 条</b> 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。                                                     |   |
| （過料）                                                                                                 |   |
| <b>第 5 条</b> 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円               |   |

を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- (北海道総務部手数料条例の一部改正)
- 2 北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表17の項から23の項までを削る。

別表（第2条関係）

| 手数料を徴収する事務                                | 手数料の名称                 | 金 額    | 徴収時期        |
|-------------------------------------------|------------------------|--------|-------------|
| 1 旅券法（昭和26年法律第267号）第5条第1項本文の規定に基づく一般旅券の発給 | 一般旅券（10年有効旅券）<br>発給手数料 | 2,000円 | 旅券の交付を受けるとき |
| 2 旅券法第5条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の発給             | 一般旅券（5年有効旅券）<br>発給手数料  | 2,000円 | 旅券の交付を受けるとき |
| 3 旅券法第5条第2項又は第3項の規定に基づく一般旅券の発給            | 一般旅券（限定旅券）発給<br>手数料    | 2,000円 | 旅券の交付を受けるとき |
| 4 旅券法第8条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加             | 一般旅券渡航<br>先追加手数料       | 300円   | 旅券の交付を受けるとき |
| 5 旅券法第9条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正        | 一般旅券記載<br>事項訂正手数料      | 200円   | 旅券の交付を受けるとき |
| 6 旅券法第10条第1項の規定に基づく一般旅券の再発給               | 一般旅券再発<br>給手数料         | 1,600円 | 旅券の交付を受けるとき |
| 7 旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の                  | 一般旅券査証<br>欄増補手数料       | 500円   | 旅券の交付を受け    |

査証欄の増補

るとき

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ第1欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の第3欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第4号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、道の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、道民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者若しくは北海道警察本部（方面本部を含む。）若しくは警察署又はこれらに置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例上独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 行政庁が条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその

長を含む。）

- (2) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (3) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 申請等 申請、届出その他の条例の規定に基づき道の機関等に対して行われる通知をいう。
- (6) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例の規定に基づき道の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (7) 縦覧等 条例の規定に基づき道の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (8) 作成等 条例の規定に基づき道の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。
- (9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。  
（電子情報処理組織による申請等）

**第3条** 道の機関等は、申請等（北海道収入証紙等の証紙を申請書等にはって行うものを除く。以下この条において同じ。）のうち当該申請等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関（前条第1号アに掲げる機関をいう。以下同じ。）が定めるところにより、電子情報処理組織（道の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の道の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該道の機関等に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、道の機関等は、当該申請等に関する他の条例の規定により署名等をするものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

**第4条** 道の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、電子情報処理組織（道の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、道の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例の規定により署名等をするものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

**第5条** 道の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

**第6条** 道の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例の規定を適用する。

3 第1項の場合において、道の機関等は、当該作成等に関する他の条例の規定により署名等をするものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

**第7条** 別表の左欄に掲げる条例の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、当該右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

(道の手続等に係る情報システムの整備等)

**第8条** 道は、道の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 道は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 道は、道の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

**第9条** 知事は、道の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他行政手続等における情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(道の機関への委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、道の機関が定める。

**附 則**

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

**別表** (第7条関係)

| 条 例 名                         | 手続等の根拠規定    | 適用しないこの条例の規定 |
|-------------------------------|-------------|--------------|
| 金属くず回収業に関する条例 (昭和32年北海道条例第4号) | 第7条第1項及び第9条 | 第4条          |

札幌医科大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第5号**

札幌医科大学条例の一部を改正する条例

札幌医科大学条例 (昭和31年北海道条例第48号) の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「として」の次に「、病院」を加え、同条第2項中「、病院」を削る。

第16条の2第1項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

第17条中「第6条第2項」を「第6条第1項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部改正)

2 札幌医科大学医学部附属病院使用料条例 (昭和25年北海道条例第21号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

札幌医科大学附属病院使用料条例

第1条中「札幌医科大学医学部附属病院」を「札幌医科大学附属病院」に改

める。

（北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計条例の一部改正）

- 3 北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計条例（昭和39年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道札幌医科大学附属病院特別会計条例

第1条中「札幌医科大学医学部附属病院」を「札幌医科大学附属病院」に、「北海道札幌医科大学医学部附属病院特別会計」を「北海道札幌医科大学附属病院特別会計」に改める。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 4 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

本則中「札幌医科大学医学部附属病院」を「札幌医科大学附属病院」に改める。

地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第6号

地方独立行政法人法の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道行政手続条例の一部改正）

- 第1条 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「第2条に」を「第3条第1項に」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 第2条 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第5項ただし書中「関する規定」の次に「又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法

人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）」を加え、同項第2号中「他の地方公共団体」の次に「又は特定地方独立行政法人（以下この号において「地方公共団体等」という。）」を、「関する規定」の次に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の次に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社（」を「一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（」に改め、「公庫等をいう。以下同じ。）」の次に「（以下「一般地方独立行政法人等」という。）」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「（以下「通算制度を有する地方公共団体」という。）」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」に、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「（以下「通算制度を有する地方公社」という。）」を削り、「特定地方公社職員」を「それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」に、「引き続き特定地方公社職員」を「引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員」に改め、同項第3号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「（以下「通算制度を有する公庫等」という。）」を削り、同項第4号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第6号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第8項中「前7項」を「前8項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前5項」を「前6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権

者の要請に応じ当該移行型一般地方独立行政法人の職員となるため退職した  
こととみなす。

第7条の4の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に  
改め、同条第1項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等  
職員」に改め、同条第2項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行  
政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改  
め、同条第3項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職  
員」に改め、「第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項第5号中「地方公社  
又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第5項を同条第6項  
とし、同条第4項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等  
職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に特定地方公務員として在  
職し、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型  
一般地方独立行政法人の職員となった者に対する前項第1号、第3号及び第  
5号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての  
身分を失ったことを任命権者の要請に応じ当該移行型一般地方独立行政法人  
の職員となるため退職したこととみなす。

第13条中「規定」の次に「又は退職手当の支給の基準」を加える。

附則に次の2項を加える。

36 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1  
の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、  
同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項  
に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人を  
いう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員とし  
て在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定  
の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員と  
しての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。た  
だし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当  
する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

37 旧機関の職員が、第7条第5項に規定する事由によって引き続いて職員と  
なり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の

職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大  
学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する  
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項に規定する基準を  
いう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されるこ  
とに定められているときは、任命権者が知事と協議して定める場合を除き、  
この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条  
例の一部改正）

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関す  
る条例（昭和63年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係  
に関する法律」に、「第3条第2項の職員」を「第3条第4号に規定する職員（同  
条第1号に規定する地方公営企業に勤務する職員に限る。）」に改める。

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3  
号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法（）」を「地方公営企業等の  
労働関係に関する法律（）」に改め、「国家公務員又は」の次に「地方独立行政法  
人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、」を加  
え、「地方住宅供給公社若しくは」を「地方住宅供給公社、」に、「地方道路公社  
若しくは」を「地方道路公社、」に、「土地開発公社若しくは」を「土地開発公  
社、」に、「国又は」を「国若しくは」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」  
を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条  
例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関す  
る法律」に、「第3条第2項の職員」を「第3条第4号に規定する職員（同条第  
1号に規定する地方公営企業に勤務する職員に限る。）」に改める。

第18条第2項中「第5項」の次に「及び第6項」を加える。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第6条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「企業職員（地方公営企業労働関係法）を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第3条第2項に規定する職員をいう。）」を「第3条第4号に規定する職員」に改める。

（北海道個人情報保護条例の一部改正）

**第7条** 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改める。

第18条第4号中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第49条中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

（北海道情報公開条例の一部改正）

**第8条** 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

（北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

**第9条** 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号及び第18条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

（北海道企業職員定数条例の一部改正）

**第10条** 北海道企業職員定数条例（昭和47年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「もっぱら」を「専ら」に改める。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

**第11条** 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「地方公営企業労働関係法（」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律（」に改め、「国家公務員又は」の次に「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人、」を加え、「地方住宅供給公社若しくは」を「地方住宅供給公社、」に、「地方道路公社若しくは」を「地方道路公社、」に、「土地開発公社若しくは」を「土地開発公社、」に、「国又は」を「国若しくは」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

（北海道議会情報公開条例の一部改正）

**第12条** 北海道議会情報公開条例（平成11年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同項第4号中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（北海道職員の懲戒に関する条例の一部改正）

2 北海道職員の懲戒に関する条例（昭和27年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通算制度を有する」を「勤続期間を通算することと定めている」に改める。

北海道部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第7号

北海道部設置条例の一部を改正する条例



北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げる。

第 2 号中「総合企画部」を「企画振興部」に改め、同号中アの事項を削り、イの事項をアの事項とし、ウの事項をイの事項とし、エの事項をウの事項とし、同号オの事項中「広報及び」を削り、同事項を同号エの事項とし、同号を第 3 号とする。

第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 知事政策部

ア 道の重要政策の総合的な企画及び調整に関する事項

イ 広報に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(北海道総合企画部手数料条例の一部改正)

2 北海道総合企画部手数料条例（平成12年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道企画振興部手数料条例

第 1 条中「総合企画部」を「企画振興部」に改める。

(北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 北海道総合企画部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道企画振興部の事務処理の特例に関する条例

第 1 条中「総合企画部」を「企画振興部」に改める。

---

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 8 号

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北海道条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 5 月 1 日から施行する。

---

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 9 号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中 「9,490人  
2,139人」 を 「9,298人  
2,118人」 に改め、同条第 9 号中 「2,756人  
1,527人」 を 「2,728人  
1,514人」 に改め、同条第11号中 「3 万2,352人  
2,549人」 を 「3 万2,111人  
2,540人」 に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

---

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。

4 第1項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第11号

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 道民活動センターを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により道民活動センターの管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第5条中「ことができる」を削る。

別表1の事項を次のように改める。

1 ホール、会議室、研修室等を利用する場合（2及び3の表の場合を除く。）

次の表に定める額の範囲内で、規則で定める額

| 区 分       | 午 前     | 午 後     | 夜 間     | 1 日      |
|-----------|---------|---------|---------|----------|
| ホ ー ル     | 54,600円 | 54,600円 | 72,900円 | 173,200円 |
| リハーサル室    | 2,750円  | 2,750円  | 3,550円  | 8,800円   |
| 展 示 ホ ー ル |         |         |         | 23,100円  |
| 会 議 室     | 10,700円 | 10,700円 | 12,900円 | 31,200円  |
| 研 修 室     | 8,750円  | 8,750円  | 11,500円 | 25,600円  |

別表2の事項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「その使用」を「その利用」に、「表に定める」を「事項の規定による」に改め、同表3の事項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「その使用」を「その利用」に、「表に定める」を「事項の規定による」に改め、同表4の事項を次のように改める。

4 設備等を利用する場合

1回につき33,640円の範囲内で、規則で定める額

別表5の事項中「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考2の事項中「使用する」を「利用する」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「使用時間」を「利用時間」に、「1日使用」を「1日利用」に改め、同表備考3の事項を次のように改める。

3 管理受託者は、特別に利用する電気等の料金について、別に実費を徴収することができる。

別表備考4の事項中「使用する」を「利用する」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立道民

活動センターの利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の北海道立道民活動センター条例第4条第3項の規定にかかわらず、この条例による改正前の北海道立道民活動センター条例第4条第2項の規定による額とする。

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中

| 午 前    | 午 後     | 夜 間    | 1 日     |
|--------|---------|--------|---------|
| 6,240円 | 10,400円 | 8,320円 | 19,960円 |
| 1,810円 | 3,020円  | 2,410円 | 5,790円  |
| 1,720円 | 2,870円  | 2,290円 | 5,500円  |
| 760円   | 1,260円  | 1,010円 | 2,420円  |
| 1,720円 | 2,870円  | 2,290円 | 5,500円  |
| 1,810円 | 3,020円  | 2,410円 | 5,790円  |

を

| 午 前    | 午 後     | 夜 間     | 1 日     |
|--------|---------|---------|---------|
| 8,110円 | 12,480円 | 10,810円 | 23,950円 |
| 2,530円 | 3,920円  | 3,130円  | 7,520円  |
| 2,400円 | 3,730円  | 2,970円  | 7,150円  |
| 1,060円 | 1,760円  | 1,410円  | 3,140円  |
| 2,400円 | 3,730円  | 2,970円  | 7,150円  |
| 2,530円 | 3,920円  | 3,130円  | 7,520円  |

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立北方

四島交流センターの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

町としての要件に関する条例の一部を改正する条例

町としての要件に関する条例（昭和23年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

各号列記以外の部分中「村は」を「普通地方公共団体は、」に、「具えて」を「備えて」に改め、第2号及び第3号中「村」を「当該普通地方公共団体」に改め、第4号中「整備し」を「整備され、」に、「比して遜色」を「比べてそん色」に改め、第6号中「村」を「当該普通地方公共団体」に、「比して概ね遜色」を「比べておおむねそん色」に改め、第7号中「ありてかつ」を「あり、かつ、」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(町となるべき要件の特例)

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき町の区域の全部を含む区域をもって町を設置する処分のうち市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項に規定する市町村の合併（以下「市町村の合併」という。）に係るものについては、平成17年3月31日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が本則各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、当該各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第14号**

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（北海道行政手続条例の一部改正）

**第1条** 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

（北海道職員のサービスの宣誓条例の一部改正）

**第2条** 北海道職員のサービスの宣誓条例（昭和26年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 任命権者が北海道議会議長である場合における前項の規定による宣誓書の提出については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条の規定の例による。

（北海道職員等の分限に関する条例の一部改正）

**第3条** 北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

6 任命権者が北海道議会議長である場合における前項の規定による書面の交付については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第4条の規定の例による。

（北海道職員の懲戒に関する条例の一部改正）

**第4条** 北海道職員の懲戒に関する条例（昭和27年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 任命権者が北海道議会議長である場合における前項の規定による書面の交付については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条

例（平成16年北海道条例第4号）第4条の規定の例による。

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

**第5条** 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第19条の3第1項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項に後段として次のように加え、同項を同条第8項とする。

この場合において、一時差止処分を行う者が北海道議会議長又はその委任を受けた北海道議会事務局職員であるときは、第3項の規定を準用する。

第19条の3中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 一時差止処分を行う者が北海道議会議長又はその委任を受けた北海道議会事務局職員である場合における前項の規定による文書の交付については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第4条の規定の例による。

（北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正）

**第6条** 北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「及び様式」を「又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項前段中「を記載」を「の記載又は記録を」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし」を加え、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる」を「この限りでない」に改め、同項後段を削り、同項の次に次の2項を加える。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 前2項の旅行命令簿等の提示については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第4条の規定は、適用しない。

第12条第1項中「に必要な書類」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。))に必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に、「その書類」を「その資料」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料の種類」に改め、「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、「並びに第2項及び前項」を「、第2項及び第3項」に改め、「期間」の次に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって人事委員会が定めるものをいう。次項において同じ。))をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

6 第1項の請求書又は資料の提出については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定は、適用しない。  
(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

**第7条** 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「次条第5項」を「次条第6項」に改める。

第12条の2中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項に後段として次のように加え、同項を同条第10項とする。

この場合において、任命権者が北海道議会議長であるときは、第3項の規定を準用する。

第12条の2中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者が北海道議会議長である場合における前項の規定による通知については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平

成16年北海道条例第4号)第4条の規定の例による。

第12条の3第2項に後段として次のように加える。

この場合において、任命権者が北海道議会議長であるときは、前条第3項の規定を準用する。

(職員団体の登録に関する条例の一部改正)

**第8条** 職員団体の登録に関する条例(昭和41年北海道条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請書が提出された場合には、申請書の正副2通が提出されたものとみなす。

第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して届出書が提出された場合には、届出書の正副2通が提出されたものとみなす。

(北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正)

**第9条** 北海道職員の公務員倫理に関する条例(平成9年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第3章中第16条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術の利用)

**第16条の2** 任命権者が北海道議会議長又は北海道議会事務局職員である場合におけるこの章の規定(前条第2項の規定を除く。)による手続その他の行為については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第3条、第4条及び第6条の規定の例による。

(北海道税条例の一部改正)

**第10条** 北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第63条に次の1項を加える。

- 4 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、同項後段の規定は、適用しない。

第99条の4に次の1項を加える。

- 4 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する申請書の提出を行う場合（規則で定める方法による場合に限る。）については、同項後段の規定は、適用しない。

第103条中「第110条第4項」を「第110条第6項」に改める。

第109条に次の1項を加える。

- 6 前項の場合において、当該免税軽油使用者証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであるときは、当該免税軽油使用者証に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が当該免税軽油使用者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、前項の返納があったものとみなす。

第110条第8項中「前条第5項」の次に「及び第6項」を加え、同項を同条第10項とし、同条中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第2項の規定は、前項後段に規定する手続について準用する。

第110条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の場合において、当該免税軽油使用者証が情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであり、かつ、当該申請書の提出が情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われるとき

（規則で定める方法による場合に限る。）には、当該免税軽油使用者証の提示を要しない。

第111条の2第1項中「第110条第3項」を「第110条第4項」に改める。

第124条中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）」を削る。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

**第11条** 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 6 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、同項に規定する副本2通が添えられたものとみなす。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する書類が提出された場合には、同項に規定する副本2通が添えられたものとみなす。

第8条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項に規定する書類が提出された場合には、同項に規定する書類2通が提出されたものとみなす。

第14条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による手続等）

**第19条** 法第44条の2の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条から第6条までの規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合に関し定める事項については、規則で定める。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正）

**第12条** 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項を削る。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

（北海道文化財保護条例の一部改正）

**第13条** 北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

6 前項の場合において、当該指定書が北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付されたものであるときは、当該指定書に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が当該所有者によってその使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去されることをもって、前項の返付があったものとみなす。

第27条第2項中「及び第5項」を「、第5項及び第6項」に改め、同条第6項中「及び第5項」を「から第6項まで」に改める。

（金属くず回収業に関する条例の一部改正）

**第14条** 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到着の日付を記載することを要しない。

第14条に次の1項を加える。

4 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第3項の規定は、適用しない。

**附 則**

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第15号**

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第11条中「3万円」を「3万700円」に改める。

**附 則**

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第16号**

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「7人」を「7人以内」に改める。

第55条第2項中「会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員」を「委員の過半数」に改める。

別表特定開発行為許可申請手数料の項中「390,000円」を「413,600円」に、「510,000円」を「542,400円」に、「660,000円」を「698,600円」に、「870,000円」を「910,100円」に、「1,030,000円」を「1,087,300円」に、「1,140,000円」を「1,203,800円」に、「210,000円」を「220,000円」に改め、同表特定開発行為変更許可申請手数料の項中「乗じて得た額」の次に「（この額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」を加える。

## 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第17号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「45,000円」を「54,000円」に、「80,000円」を「89,800円」に、「130,000円」を「143,800円」に改め、同表 2 の項中「20,000円」を「21,900円」に改め、同表 3 の項中「20,000円」を「23,700円」に改め、同表 4 の項中「2,000円」を「2,100円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第18号

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例

北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

| 区 分                       | 使 用 料 |             |
|---------------------------|-------|-------------|
|                           | 個 人   | 10人以上の団体    |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者 | 150円  | 1 人につき 120円 |

2 1 以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）

450円

1 人につき 360円

備考 携帯用展示解説器を使用する者は、その使用料として別に120円を納めなければならない。

## 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第19号

北海道立開拓の村条例の一部を改正する条例

北海道立開拓の村条例（昭和58年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（利用料金）

第 4 条 開拓の村を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により開拓の村の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第 5 条中「ことができる」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）



1 開拓の村に入場する場合

| 区 分                                                   |    | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|-------------------------------------------------------|----|-----------------|------------|
|                                                       |    | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                             | 夏期 | 610円            | 1人につき 550円 |
|                                                       | 冬期 | 550円            | 1人につき 480円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小<br>学校の児童、中学校の生徒及びこれら<br>に準ずる者を除く。） | 夏期 | 830円            | 1人につき 680円 |
|                                                       | 冬期 | 680円            | 1人につき 550円 |

2 馬車鉄道又は馬そりを利用する場合

| 区 分           |  | 利 用 料 金 の 上 限 額 |      |
|---------------|--|-----------------|------|
| 1 3歳以上15歳未満の者 |  | 1人1回につき         | 130円 |
| 2 15歳以上の者     |  | 1人1回につき         | 270円 |

備考 1の表において、夏期とは4月1日から11月30日までとし、冬期とは12月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例

北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成2年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 流水科学センターを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により流水科学センターの管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第5条中「ことができる」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 資料展示室に入場する場合

| 区 分                                                   |  | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|-------------------------------------------------------|--|-----------------|------------|
|                                                       |  | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                             |  | 150円            | 1人につき 120円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小<br>学校の児童、中学校の生徒及びこれら<br>に準ずる者を除く。） |  | 450円            | 1人につき 360円 |

2 全天周映像ホールに入場する場合

| 区 分                                                   |  | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|-------------------------------------------------------|--|-----------------|------------|
|                                                       |  | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                             |  | 150円            | 1人につき 120円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小<br>学校の児童、中学校の生徒及びこれら<br>に準ずる者を除く。） |  | 450円            | 1人につき 360円 |

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道立女性プラザ条例の一部を改正する条例

北海道立女性プラザ条例（平成 3 年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表学習室の項中「3,890円」を「5,200円」に、「5,270円」を「6,850円」に、「12,450円」を「16,200円」に改め、同表創作室の項中「1,160円」を「1,600円」に、「1,680円」を「2,350円」に、「3,900円」を「5,050円」に改め、同表和室の項中「1,670円」を「2,300円」に、「2,200円」を「3,050円」に、「5,240円」を「6,850円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立女性プラザの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部を改正する条例

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和57年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「日本育英会法（昭和59年法律第64号）」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）」に、「育英資金」を「学資金」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「国公立」を「学校教育法の規定による国立又は公立」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 2 条各号」を「第 2 条第 1 項各号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第16条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる日本育英会がした貸与契約による学資の貸与については、同法による学資金の貸与とみなす。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 7 の項から11の項までの規定中「36,900円」を「37,700円」に改め、同表12の項中「46,800円」を「47,800円」に改め、同表16の項中「131,000円」を「133,600円」に、「111,000円」を「113,300円」に改め、同表17の項中「121,000円」を「123,400円」に、「101,000円」を「103,100円」に改め、同表32の項中「41,000円」を「42,700円」に改め、同表33の項から38の項までの規定中「5,150円」を「5,250円」に改め、同表38の項の次に次のように加える。

|                                                                      |                     |         |           |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------|---------|-----------|
| 38の 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第60条第 1 項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査 | 使用済自動車等解体業許可申請手数料   | 78,000円 | 許可申請のとき   |
| 38の 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 60条第 2 項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査          | 使用済自動車等解体業許可更新申請手数料 | 70,000円 | 許可更新申請のとき |
| 38の 4 使用済自動車の再                                                       | 解体自動車破              | 84,000円 | 許可申請      |

|                                                               |                   |         |           |
|---------------------------------------------------------------|-------------------|---------|-----------|
| 資源化等に関する法律第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査                       | 砕業許可申請手数料         |         | のとき       |
| 38の5 使用済自動車の再資源化等に関する法律第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査       | 解体自動車破砕業許可更新申請手数料 | 77,000円 | 許可更新申請のとき |
| 38の6 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 | 解体自動車破砕業変更許可申請手数料 | 75,000円 | 変更許可申請のとき |

**第2条** 北海道環境生活部手数料条例の一部を次のように改正する。  
別表35の項から38の項までを次のように改める。

|                                                                  |                     |        |           |
|------------------------------------------------------------------|---------------------|--------|-----------|
| 35 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査 | 使用済自動車引取業者登録申請手数料   | 5,250円 | 登録申請のとき   |
| 36 使用済自動車の再資源化等に関する法律第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査           | 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料 | 5,250円 | 登録更新申請のとき |
| 37 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条                                        | 使用済自動車フロン類回収        | 5,250円 | 登録申請のとき   |

|                                                            |                         |        |           |
|------------------------------------------------------------|-------------------------|--------|-----------|
| 第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査                             | 業者登録申請手数料               |        |           |
| 38 使用済自動車の再資源化等に関する法律第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査 | 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料 | 5,250円 | 登録更新申請のとき |

別表38の2の項中「（平成14年法律第87号）」を削る。

**附 則**

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表に38の2の項から38の6の項までを加える改正規定は同年7月1日から、第2条の規定は平成17年1月1日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第24号**

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「8,900円」を「12,700円」に改め、同表1の5の項中「第5条第1号」を「第35条第1号」に、「17,000円」を「20,000円」に、「13,700円」を「15,600円」に改め、同表2の項中「第5条第2号」を「第35条第2号」に、「10,400円」を「11,800円」に、「8,300円」を「9,500円」に改め、同表3の項中「第5条第3号」を「第35条第3号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表4の項中「第5条第3号の2」を「第35条第4号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表5の項中「第5条第4号」を「第35条第5号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表6の項中「第5条第5号」を「第35条第6号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改

め、同表7の項中「第5条第6号」を「第35条第7号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表8の項中「第5条第7号」を「第35条第8号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表9の項中「第5条第8号」を「第35条第9号」に、「10,400円」を「11,800円」に、「8,300円」を「9,500円」に改め、同表10の項中「第5条第8号の2」を「第35条第10号」に、「10,400円」を「11,800円」に、「8,300円」を「9,500円」に改め、同表11の項中「第5条第8号の3」を「第35条第11号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表12の項中「第5条第9号」を「第35条第12号」に、「10,400円」を「11,800円」に、「8,300円」を「9,500円」に改め、同表13の項中「第5条第10号」を「第35条第13号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表14の項中「第5条第11号」を「第35条第14号」に、「10,400円」を「11,800円」に、「8,300円」を「9,500円」に改め、同表15の項中「第5条第12号」を「第35条第15号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表16の項中「第5条第13号」を「第35条第16号」に、「17,600円」を「20,000円」に、「13,700円」を「15,600円」に改め、同表17の項中「第5条第14号」を「第35条第17号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表18の項中「第5条第14号の2」を「第35条第18号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表19の項中「第5条第15号」を「第35条第19号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表20の項中「第5条第16号」を「第35条第20号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表21の項中「第5条第17号」を「第35条第21号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表22の項中「第5条第18号」を「第35条第22号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,900円」に改め、同表23の項中「第5条第19号」を「第35条第23号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表24の項中「第5条第20号」を「第35条第24号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表25の項中「第5条第21号」を「第35条第25号」に、「17,600円」を「20,000円」に、「13,700円」を「15,600円」に改め、同表26の項中「第5条第22号」を「第35条第26号」に、「17,600円」を「20,000円」に、「13,700円」を「15,600円」に改め、

同表27の項中「第5条第23号」を「第35条第27号」に、「17,600円」を「20,000円」に、「13,700円」を「15,600円」に改め、同表28の項中「第5条第24号」を「第35条第28号」に、「17,600円」を「20,000円」に、「13,700円」を「15,600円」に改め、同表29の項中「第5条第25号」を「第35条第29号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表30の項中「第5条第26号」を「第35条第30号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表31の項中「第5条第27号」を「第35条第31号」に、「15,100円」を「17,200円」に、「12,100円」を「13,800円」に改め、同表32の項中「第5条第28号」を「第35条第32号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表33の項中「第5条第29号」を「第35条第33号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表34の項中「第5条第30号」を「第35条第34号」に、「22,600円」を「25,700円」に、「17,700円」を「20,200円」に改め、同表35の項中「17,000円」を「19,400円」に改め、同表36の項中「6,050円」を「6,600円」に改め、同表37の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表38の項中「3,850円」を「3,900円」に改め、同表39の項中「6,900円」を「7,000円」に改め、同表40の項及び41の項中「3,300円」を「3,400円」に改め、同表42の項中「124,000円」を「126,000円」に改め、同表43の項中「114,000円」を「115,000円」に改め、同表44の項中「35,000円」を「39,000円」に改め、同表44の2の項中「50,000円」を「51,000円」に改め、同表45の項中「17,800円」を「20,200円」に、「8,700円」を「9,800円」に改め、同表46の項中「23,300円」を「26,500円」に、「22,300円」を「25,400円」に、「19,100円」を「21,700円」に改め、同表47の項及び48の項中「7,600円」を「8,700円」に改め、同表49の項中「23,300円」を「26,500円」に改め、同表50の項中「27,800円」を「31,400円」に改め、同表51の項中「18,200円」を「20,300円」に改め、同表52の項中「5,850円」を「5,900円」に改め、同表53の項中「3,550円」を「3,700円」に改め、同表54の項中「4,350円」を「4,500円」に改め、同表57の項中「4,550円」を「4,650円」に改め、同表58の項中「3,550円」を「3,700円」に改め、同表59の項中「4,350円」を「4,500円」に改め、同表60の項中「41,000円」を「46,800円」に改め、同表61の項中「19,200円」を「21,900円」に改め、同表62の項中「11,700円」を「13,300円」に改め、同表63の項中「21,500円」を「24,500円」に、「43,000円」を「49,100円」に改め、同表64の項中「11,600円」を「13,200円」に、「23,200

円」を「26,500円」に改め、同表65の項中「8,550円」を「9,700円」に、「17,000円」を「19,400円」に改め、同表66の項中「3,600円」を「4,000円」に改め、同表67の項中「17,000円」を「19,400円」に改め、同表68の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同表69の項中「第2条第2項」を「第1条第2項」に、「3,100円」を「3,150円」に改め、同表70の項中「第2条第3項」を「第1条第3項」に、「3,550円」を「3,600円」に改め、同表72の項中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表74の項中「28,200円」を「28,700円」に改め、同表75の項中「14,700円」を「15,900円」に改め、同表77の項中「10,400円」を「10,500円」に改め、同表78の項中「6,400円」を「6,900円」に改め、同表80の項中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表82の項中「4,100円」を「4,300円」に改め、同表83の項中「10,800円」を「11,000円」に改め、同表85の項中「3,900円」を「4,300円」に改め、同表86の項中「4,300円」を「4,800円」に改め、同表88の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表89の項中「11,800円」を「11,900円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、同表90の項中「2,500円」を「2,600円」に改め、同表92の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表93の項中「15,000円」を「15,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、同表94の項中「15,000円」を「15,200円」に、「4,000円」を「4,200円」に改め、同表95の項中「4,000円」を「4,200円」に改め、同表96の項中「2,500円」を「2,600円」に改め、同表97の項中「2,800円」を「2,900円」に改め、同表98の項中「24,800円」を「25,300円」に、「11,300円」を「11,500円」に改め、同表102の項中「17,000円」を「19,400円」に改め、同表103の項中「87,500円」を「89,400円」に改め、同表104の項及び105の項中「8,950円」を「9,150円」に改め、同表106の項中「66,600円」を「68,000円」に改め、同表107の項中「6,050円」を「6,600円」に改め、同表108の項中「3,400円」を「3,500円」に改め、同表109の項中「3,850円」を「3,900円」に改め、同表110の項中「6,550円」を「6,700円」に改め、同表111の項中「30,100円」を「30,700円」に改め、同表112の項中「11,400円」を「11,700円」に改め、同表113の項中「11,400円」を「11,600円」に改め、同表114の項中「72,000円」を「73,300円」に、「117,600円」を「119,500円」に改め、同表115の項中「36,000円」を「36,600円」に、「81,600円」を「82,700円」に改め、同表116の項中「36,000円」を「36,600円」に改め、同表117の項中「72,000円」を「73,300円」に、「117,600円」を「119,500円」に改め、同表118の項中「72,000円」を「73,300

円」に改め、同表119の項中「5,800円」を「5,900円」に改め、同表120の項中「49,400円」を「50,300円」に、「85,300円」を「86,500円」に改め、同表121の項中「22,700円」を「23,100円」に、「58,900円」を「59,500円」に改め、同表122の項中「22,700円」を「23,100円」に改め、同表123の項中「49,400円」を「50,300円」に、「85,300円」を「86,500円」に改め、同表124の項中「49,400円」を「50,300円」に改め、同表126の項中「35,900円」を「36,600円」に改め、同表127の項中「204,200円」を「208,800円」に改め、同表128の項中「72,300円」を「73,900円」に改め、同表129の項中「35,400円」を「36,100円」に改め、同表130の項中「105,900円」を「108,200円」に改め、同表132の項中「21,100円」を「21,500円」に改め、同表133の項中「97,800円」を「99,900円」に改め、同表134の項中「31,300円」を「31,900円」に改め、同表135の項中「21,000円」を「21,500円」に改め、同表136の項中「62,900円」を「64,200円」に改め、同表138の項中「16,700円」を「16,900円」に、「34,500円」を「35,100円」に改め、同表139の項中「16,300円」を「16,500円」に、「34,000円」を「34,600円」に改め、同表140の項中「16,300円」を「16,500円」に改め、同表141の項中「16,700円」を「16,900円」に、「34,500円」を「35,100円」に改め、同表142の項中「49,400円」を「50,300円」に、「85,300円」を「86,500円」に改め、同表143の項中「31,100円」を「31,600円」に、「67,000円」を「67,800円」に改め、同表144の項中「31,100円」を「31,600円」に改め、同表145の項中「49,400円」を「50,300円」に、「85,300円」を「86,500円」に改め、同表146の項中「18,000円」を「18,200円」に改め、同表147の項中「30,100円」を「30,700円」に、「7,300円」を「8,400円」に改め、同表148の項中「11,400円」を「11,700円」に、「3,200円」を「3,650円」に改め、同表149の項中「7,500円」を「7,650円」に改め、同表149の2の項中「20,000円」を「20,200円」に改め、同表150の項中「7,400円」を「7,650円」に改め、同表151の項中「2,100円」を「2,150円」に改め、同表152の項中「3,100円」を「3,150円」に改め、同表153の項中「2,100円」を「2,150円」に改め、同表154の項中「3,100円」を「3,150円」に改め、同表155の項中「2,100円」を「2,150円」に改め、同表156の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表157の項中「6,350円」を「6,500円」に改め、同表158の項中「3,200円」を「3,250円」に改め、同表159の項中「4,000円」を「4,100円」に改め、同表160の項中「10,500円」を「10,900円」に改め、同表161の項中「20,700円」を「21,100円」に改め、同表162の項中

「10,900円」を「11,100円」に改め、同表164の項中「5,950円」を「6,800円」に改め、同表165の項中「2,500円」を「2,850円」に改め、同表166の項中「67,700円」を「69,300円」に改め、同表167の項中「36,400円」を「37,200円」に改め、同表170の項中「4,000円」を「4,400円」に改め、同表171の項中「3,100円」を「3,500円」に改め、同表172の項中「2,400円」を「2,700円」に改め、同表173の項中「2,800円」を「3,100円」に改め、同表174の項中「2,500円」を「2,800円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の 5 の項から34の項まで、69の項及び70の項の改正規定中手数料を徴収する事務に係る部分は、公布の日から施行する。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第25号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表北海道立本岐診療所の項を削る。

#### 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第26号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「3,390円」を「5,650円」に、「2,060円」を「9,300円」に改め

る。

第 7 条第 2 項中「700円」を「2,500円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

2 平成17年 3 月31日において現に北海道立衛生学院の学生であった者に係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立衛生学院条例第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第27号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「3,390円」を「5,650円」に、「2,060円」を「9,300円」に改める。

第 4 条第 2 項中「800円」を「1,600円」に、「700円」を「1,400円」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

2 平成17年 3 月31日において現に北海道立看護学院の学生であった者に係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立看護学院条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第28号

北海道立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

北海道立精神保健福祉センター条例（昭和43年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第2項を次のように改める。
- 2 前項の使用料の額は、告示第54号による額（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者に係るものであるときは、告示第72号による額）とする。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例

北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第2項中「とおりとする」を「範囲内で、規則で定める」に改める。
- 別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

| 試 験 種 目 等         | 手 数 料 の 額      |
|-------------------|----------------|
| 水、大気、土壌、化学物質及び廃棄物 | 1件につき 275,300円 |
| 放射能含有物質           | 1件につき 76,900円  |
| 食品                | 1件につき 64,600円  |
| 飲食器具及び包装容器        | 1件につき 14,800円  |
| 薬品、化粧品及び医療用具      | 1件につき 48,500円  |
| 家庭用品中の有害物質        | 1件につき 41,700円  |
| 生体材料              | 1件につき 61,200円  |
| 成績書の謄本            | 1通につき 490円     |

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和24年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

旅館業（下宿営業を除く。）の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号に掲げる施設については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める基準は、適用しない。

|                          |                                                 |
|--------------------------|-------------------------------------------------|
| 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設 | 第2条第2号ア及び第4号、第3条第2号ア及び第4号並びに第4条第2号ア及びイ並びに第4号の基準 |
| 省令第5条第1項第4号に掲げる施設        | 第4条第2号ア及びイ、第4号並びに第7号の基準                         |

第8条中「国の」を「国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）の」に、「国又は地方公共団体」を「地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する施設であるときは当該施設の長、国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けてホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営んでいた者がそれぞれの営業の用に供していた施設の構造設備であって、この条例の施行の際この条例による改正後の旅館業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2号イ

若しくはエ若しくは第3号、第3条第2号イ若しくはエ若しくは第3号又は第4条第2号ウ若しくはオ若しくは第3号の基準に適合しないものについては、これらの基準は、適用しない。

3 施行日以後に、前項に規定する施設の大規模な変更が行われた場合には当該施設の構造設備については同項の規定、同項に規定する基準に適合しない構造設備の変更が行われた場合には当該構造設備については同項の規定（当該基準に係る部分に限る。）は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に法第3条第1項の規定によりされている許可の申請に係るホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の施設に対する構造設備の基準については、改正後の条例第6条第1項の規定にかかわらず、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項第4号に掲げる施設に対する改正後の条例第4条第7号の基準に係る部分を除き、なお従前の例による。

食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第31号

食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例

食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「2,200円」を「2,450円」に、「1,750円」を「1,900円」に改め、同項第2号中「4,400円」を「5,000円」に、「3,550円」を「4,100円」に改め、同項第3号中「7,050円」を「7,350円」に、「5,650円」を「6,500円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第32号

かきの処理等に関する衛生条例の一部を改正する条例  
かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条中「6,000円」を「6,750円」に、「4,750円」を「5,450円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第33号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号、第3条第1号及び第2号並びに別表第1の7の項第1号ア中「第5条」を「第35条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第34号

北海道立社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例

北海道立社会福祉総合センター条例（昭和53年北海道条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表1の表の部分の部分を次のように改める。

| 区 分       | 使 用 料  |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
|           | 午 前    | 午 後    | 夜 間    | 1 日    |
| 介 護 実 習 室 | 3,150円 | 3,150円 | 3,950円 | 9,750円 |



|           |        |        |        |         |
|-----------|--------|--------|--------|---------|
| 演 習 室     | 2,350円 | 2,350円 | 2,750円 | 6,700円  |
| 乳 児 保 健 室 | 1,300円 | 1,300円 | 1,750円 | 3,950円  |
| 調 理 研 修 室 | 4,250円 | 4,250円 | 5,050円 | 11,700円 |

別表２中「面積」の次に「、当該事務室において勤務する者の数及び当該事務室に設置する内線電話の数」を加え、「を乗じて得た額」を「、１人当たりの額及び１台当たりの額をそれぞれ乗じて得た額の合計額」に改める。

附 則

- １ この条例は、平成16年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立社会福祉総合センター（事務室を除く。）の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年３月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道立児童福祉施設条例等の一部を改正する条例  
(北海道立児童福祉施設条例の一部改正)

第 1 条 北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条の見出し中「の額」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 1 項中「前条」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

北海道立もなみ学園、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター又は北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターの児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項の児童短期入所又は医療を受ける者に対しては、使用料又は手数料を徴収する。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、同条に次の 1 項を加え、同条を第 3 条とする。

6 使用料及び手数料の納期は、規則で定める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 4 条 北海道立白糠学園の児童福祉法第 6 条の 2 第 4 項の児童短期入所、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 4 条の 2 第 4 項の身体障害者短期入所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第 4 条第 4 項の知的障害者短期入所を受ける者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第 6 条の規定により北海道立白糠学園の管理の委託を受けたもの(以下「管理受託者」という。)に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 第 1 項の児童短期入所を受ける者に係る利用料金の額は、その者に対し児童福祉法第21条の11第 2 項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第21条の10第 2 項第 1 号の規定により定める基準により算定した額とする。

4 第 1 項の身体障害者短期入所を受ける者に係る利用料金の額は、その者に対し身体障害者福祉法第17条の 5 第 2 項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第17条の 4 第 2 項第 1 号の規定により定める基準により算定した額とする。

5 第 1 項の知的障害者短期入所を受ける者に係る利用料金の額は、その者に対し知的障害者福祉法第15条の 6 第 2 項の規定により居宅生活支援費の支給を決定した市町村の長が同法第15条の 5 第 2 項第 1 号の規定により定める基準により算定した額とする。

第 5 条を削る。

第 6 条に次の 1 項を加え、同条を第 5 条とする。

2 管理受託者は、利用料金を納付すべき者が天災その他特別な事情により当該利用料金を納付することが困難な場合において、特に必要と認めたときは、これを減免することができる。

第 7 条中「のうち」の次に「北海道立白糠学園その他」を加え、「ことができる」を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

(北海道知的障害者総合援護施設条例の一部改正)

第 2 条 北海道知的障害者総合援護施設条例（昭和43年北海道条例第 4 号）の一

部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「規則で定めるところにより、使用料を」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により知的障害者総合援護施設の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に」に改め、同条第5項中「知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料」を「管理受託者は、利用料金を納付すべき者が天災その他特別な事情により当該利用料金を納付することが困難な場合において、特に必要と認めたときは、これ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

第4条中「ことができる」を削る。

（北海道身体障害者総合更生援護施設条例の一部改正）

**第3条** 北海道身体障害者総合更生援護施設条例（昭和54年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「若しくは」を「又は」に、「又は身体障害者福祉ホームを利用する者は、規則で定めるところにより、使用料を」を「は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第5条の規定により身体障害者総合更生援護施設の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

第3条第4項中「知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料」を「管理受託者は、利用料金を納付すべき者が天災その他特別な事情により当該利用料金を納付することが困難な場合において、特に必要と認めたときは、これ」に改める。

第5条を第6条とする。

第4条中「ことができる」を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（使用料）

**第4条** 身体障害者福祉ホームを利用する者は、規則で定めるところにより、使用料を納めなければならない。

2 前項の身体障害者福祉ホームの利用に係る使用料の額は、1人につき月額2万1,500円とする。ただし、当該利用に係る期間に1月に満たない期間があるときは、当該期間については日割計算により算定した額とする。

3 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第36号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「5,100円」を「5,200円」に改め、同表2の項及び3の項中「4,000円」を「4,100円」に改め、同表17の項中「19,800円」を「20,300円」に改め、同表20の項中「56,700円」を「57,800円」に改め、同表21の項中「36,200円」を「37,000円」に改め、同表42の項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「20,000円」を「20,600円」に改め、同表43の項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「15,000円」を「15,300円」に改め、同表44の項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「17,000円」を「17,200円」に改め、同表45の項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に、「11,000円」を「11,200円」に改め、同表50の項中「54,400円」を「55,500円」に改め、同表51の項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表52の項中「54,000円」を「57,000円」に改め、同表53の項中

「8,500円」を「9,000円」に改め、同表78の項中「14,200円」を「14,700円」に改め、同表81の項中「39,200円」を「40,100円」に改め、同表82の項中「17,400円」を「17,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表42の項から45の項までの改正規定中手数料を徴収する事務に係る部分は、公布の日から施行する。

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例

北海道計量検定所条例（平成12年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者又は定期検査」の次に「若しくは計量管理に関する試験」を加え、「際又は」を「際、」に改め、「する際」の次に「又は試験の受験申込みの際」を加える。

別表1の事項中「151,200円」を「197,200円」に改め、同表2の事項中「1,000円」を「1,350円」に改め、同表3の事項中「162,600円」を「146,900円」に改め、同表4の事項中「102,400円」を「143,800円」に改め、同表5の事項中「426,300円」を「447,000円」に改め、同表6の事項中「68,000円」を「31,600円」に改め、同表7の事項中「53,800円」を「48,800円」に改め、同表8の事項中「1,750円」を「1,950円」に改め、同表9の事項中「760円」を「890円」に改め、同表10の事項中「370円」を「440円」に改め、同表11の事項中「216,200円」を「305,400円」に改め、同表12の事項中「2,550円」を「2,900円」に改め、同表13の事項中「7,400円」を「4,700円」に改め、同表15の事項中「38,300円」を「41,600円」に改め、同事項を同表16の事項とし、同表14の事項中「500円」を「540円」に改め、同事項を同表15の事項とし、同表13の事項の次に次の1事項を加える。

14 計量証明事業に必要な知識経験を有することに関する基準（平成5年通商産業省告示第549号）による計量管理に関する試験 1件につき1,200円

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道立工業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立工業試験場条例（昭和24年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1日につき1,600円以上4万3,500円」を「1時間（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。以下同じ。）以内600円以上2万9,480円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき1,720円」に改める。

第5条第2項第1号ア中「1,500円以上4万1,900円」を「1,600円以上4万2,900円」に改め、同号イ中「2,700円」を「2,900円」に改め、同項第3号中「2,400円以上4万1,900円」を「2,600円以上4万2,900円」に改め、同項第4号中「2,300円」を「2,500円」に改め、同項第5号中「6,000円」を「7,600円」に改め、同項第6号中「550円」を「660円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立工業試験場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に申込みがされている試験、分析、設計、図案調整又は派遣指導に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

## 北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「1日につき」を「1時間以内」に、「60,400円」を「52,500円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき2,850円」に改め、同表の2中「1,900円」を「1,700円」に、「1,200円」を「1,100円」に改める。

別表第2の1及び2中「1,300円以上52,600円」を「1,350円以上54,300円」に改め、同表の3中「550円」を「570円」に改める。

## 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

北海道立食品加工研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第40号

## 北海道立食品加工研究センター条例の一部を改正する条例

北海道立食品加工研究センター条例（平成3年北海道条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「1日につき2,400円以上5万900円」を「1時間（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。以下同じ。）以内2,370円以上9,520円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき2,440円」に改める。

第5条第2項第1号中「2,300円以上5万4,820円」を「2,400円以上4万2,000円」に改め、同項第2号中「2,300円以上5万4,820円」を「2,400円以上5万5,900円」に改め、同項第3号中「550円」を「560円」に改める。

## 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立食品

加工研究センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第41号

## 北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「1日につき400円以上20,000円」を「1時間以内30円以上7,820円以下、1時間を超えるときはその超える時間1時間につき840円」に改め、同表の2中「2,200円」を「2,150円」に改める。

別表第2の1中「2,300円以上10,300円」を「2,400円以上10,500円」に改め、同表の2中「55,200円」を「56,300円」に改め、同表の3中「550円」を「570円」に改める。

## 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立地域食品加工技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第42号

## 北海道立産業共進会場条例の一部を改正する条例

北海道立産業共進会場条例（昭和47年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用料金)

第5条 共進会場の利用の承認を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により共進会場の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第6条中「ことができる」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 屋内施設を利用する場合（2の場合を除く。）

| 区 分                             |                                | 利 用 料 金 の 上 限 額 |          |          |            |            |            |
|---------------------------------|--------------------------------|-----------------|----------|----------|------------|------------|------------|
|                                 |                                | 午 前             | 午 後      | 夜 間      | 午 前<br>午 後 | 午 後<br>夜 間 | 1 日        |
| 全<br>部<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合 | 1 共進会又は品評会に利用する場合              | 110,900円        | 110,900円 | 138,600円 | 201,600円   | 224,300円   | 287,300円   |
|                                 | 2 展示会又は見本市に利用する場合              | 207,900円        | 207,900円 | 259,600円 | 378,000円   | 419,600円   | 539,300円   |
|                                 | 3 研修会、講演会その他の集会に利用する場合         | 160,000円        | 160,000円 | 199,100円 | 289,800円   | 322,600円   | 414,500円   |
|                                 | 4 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合 | 90,700円         | 90,700円  | 113,400円 | 163,800円   | 182,700円   | 235,600円   |
|                                 | 5 その他の催物に利用する場合                | 623,700円        | 623,700円 | 778,700円 | 1,134,000円 | 1,261,300円 | 1,620,400円 |
| 個<br>人                          | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者             | 1人1回につき         |          |          |            |            | 250円       |

|                   |                                               |         |      |
|-------------------|-----------------------------------------------|---------|------|
| 利用<br>の<br>場<br>合 | 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき | 470円 |
|-------------------|-----------------------------------------------|---------|------|

2 会議室を利用する場合

| 区 分   | 利 用 料 金 の 上 限 額 |        |        |        |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|
|       | 午 前             | 午 後    | 夜 間    | 1 日    |
| 会議室 1 | 660円            | 660円   | 660円   | 1,980円 |
| 会議室 2 | 2,900円          | 2,900円 | 2,900円 | 8,700円 |
| 会議室 3 | 2,100円          | 2,100円 | 2,100円 | 6,300円 |
| 会議室 4 | 2,100円          | 2,100円 | 2,100円 | 6,300円 |

3 屋外展示場及び憩いの広場を利用する場合

| 区 分     |                                               | 利 用 料 金 の 上 限 額 |         |         |          |
|---------|-----------------------------------------------|-----------------|---------|---------|----------|
|         |                                               | 午 前             | 午 後     | 夜 間     | 1 日      |
| 第1屋外展示場 |                                               | 65,300円         | 65,300円 | 65,300円 | 195,900円 |
| 第2屋外展示場 |                                               | 26,600円         | 26,600円 | 26,600円 | 79,800円  |
| 第3屋外展示場 |                                               | 34,000円         | 34,000円 | 34,000円 | 102,000円 |
| 憩いの広場   | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 1人1回につき         |         |         | 250円     |
|         | 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき         |         |         | 470円     |

備考

1 午前とは午前9時から午後1時まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時までとする。

2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における1から3までの表（個人利用又は憩いの広場の利用の場合を除く。）に係る

利用料金の上限額は、その利用の区分に応じ、1から3までの表に定める額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。

3 知事が共進会場の運営に支障がないと認めたときは、1から3までの表（個人利用又は憩いの広場の利用の場合を除く。）の1日の時間区分を超過し、又は繰り上げて利用することができる。この場合の利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、1日の時間区分を超過して利用する場合にあっては1から3までの表に定める夜間利用の場合の1時間当たりの額（2の事項の規定により算出した場合にあっては、その額）、1日の時間区分を繰り上げて利用する場合にあっては1から3までの表に定める午前利用の場合の1時間当たりの額（2の事項の規定により算出した場合にあっては、その額）とする。

4 3の表（5の事項に掲げる場合を除く。）において、屋外展示場の4分の3、2分の1又は4分の1の面積を利用する場合の利用料金の上限額は、その利用の区分に応じ、3の表に定める額（2の事項の規定により算出した場合にあっては、その額。以下同じ。）にそれぞれ0.75、0.5又は0.25を乗じて得た額とする。

5 3の表において、1の表の全部利用に併せて屋外展示場を利用する場合の利用料金の上限額は、同表の利用の区分に応じ、同表に定める額（2の事項の規定により算出した場合にあっては、その額）にそれぞれ0.2を乗じて得た額とする。ただし、その額が3の表に定める額を超える場合は、3の表に定める額とする。

#### 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道立産業共進会場条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定によりされている使用の承認の申請については、この条例による改正後の北海道立産業共進会場条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定によりされた利用の承認の申請とみなす。
- 前項の規定により利用の承認の申請とみなされた申請に係る利用料金の額は、改正後の条例第5条第3項の規定にかかわらず、改正前の条例第5条第2項の規定による額とする。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第43号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（同表13の項の第3欄のエに掲げる検査を除く。）」を削る。

別表1の項中「2,650円」を「3,380円」に、「2,000円」を「2,510円」に、「1,650円」を「1,880円」に改め、同表2の項中「1,000円」を「1,170円」に改め、同表3の項中「1,150円」を「1,320円」に改め、同表4の項中「3,850円」を「4,480円」に改め、同表7の項中「第4条」を「第5条」に、「760円」を「790円」に改め、同表8の項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「760円」を「790円」に改め、同表9の項中「1,900円」を「1,930円」に改め、同表10の項中「第8条」を「第9条」に、「1,750円」を「1,770円」に改め、同表11の項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、「1,750円」を「1,770円」に改め、同表12の項中「6,000円」を「6,090円」に改め、同表13の項のア中「240円」を「250円」に改め、同項のイ中「240円」を「260円」に改め、同項のカ中「1,200円」を「1,450円」に改め、同項のキ中「360円」を「380円」に改め、同項のク中「45円」を「50円」に改め、同項のケ中「150円」を「160円」に改め、同項のコ中「240円」を「260円」に改め、同項中「（エにあっては、検査を受けるとき）」を削り、同表14の項のイ中「220円」を「160円」に改め、同項のウ及びエ中「310円」を「270円」に改め、同項のオ中「320円」を「240円」に改め、同項のカ中「280円」を「360円」に改め、同項のキ中「290円」を「220円」に改め、同項のク中「1,030円」を「1,080円」に改め、同項のケ中「15円」を「20円」に改め、同項のコ中「270円」を「230円」に改め、同項のサ中「1,030円」を「5,400円」に改め、同表15の項中「130円」を「140円」に改め、同表17の項中「18,200円」を「20,160円」に、「43,900円」を「48,330円」に改め、同表18の項中「4,000円」を「4,350円」に改め、同表19の項中「6,800円」を「7,340円」に改め、同表21の項及び22の項中「8,100円」を「8,200円」に改め、同表23の項中「30,100円」を「30,670円」に改め、同表24の項中「11,400円」を「11,640円」に改め、同表25の項中「2,100円」を「2,140円」に改め、同表26の項中「3,100円」を「3,160円」に改め、同表27の項中「7,400円」を「7,630円」に改め、同表28の項中「2,100円」を「2,140円」に改め、同表29の

項中「3,100円」を「3,160円」に改め、同表30の項から34の項までを削る。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表7の項、8の項、10の項及び11の項の改正規定中手数料を徴収する事務に係る部分は、公布の日から施行する。

北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立農業試験場条例（昭和25年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「1万1,100円」を「1万4,720円」に改め、同項第2号中「700円」を「790円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

北海道地域農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表上川支庁旭川地区農業改良普及センターの項を削り、同表上川支庁上川中央地区農業改良普及センターの項名称の欄中「上川支庁上川中央地区農業改良普及センター」を「上川支庁上川中部地区農業改良普及センター」に改め、同項管轄区域の欄中「当麻町」を「旭川市 鷹栖町 当麻町」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例の一部を改正する条例

北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「4,100円」を「4,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「その都度」を削り、「5,350円」を「6,150円」に、「9,600円」を「9,730円」に、「1万2,000円」を「1万2,650円」に、「470円」を「480円」に改め、同条第2項中「使用料」の次に「（保冷保管庫使用料を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立林産試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

北海道立林産試験場条例の一部を改正する条例

北海道立林産試験場条例（昭和24年北海道条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「1日につき2,950円」を「1時間（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。以下同じ。）につき420円」に改め、同項第2号中「1日につき950円以上5万6,060円」を「1時間につき50円以上8,210円」に改める。

第5条第2項第1号中「7,100円以上43万7,600円」を「9,370円以上44万1,450円」に改め、同項第2号中「5,600円以上11万1,600円」を「1万3,070円以上12万3,640円」に改め、同項第5号中「540円」を「630円」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立林産試験場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北海道立林業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第49号

北海道立林業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立林業試験場条例（昭和39年北海道条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「4,380円以上3万2,400円」を「4,480円以上3万4,620円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第50号

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正

する。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) パークゴルフ場

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 前条第1項の利用の承認を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により道民の森の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

第5条中「ことができる」を削る。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

| 区 分       |                 | 利 用 料 金 の 上 限 額    |
|-----------|-----------------|--------------------|
| 管理棟学習室    |                 | 1時間につき 990円        |
| 野外ステージ    |                 | 1日につき 5,300円       |
| キャン<br>プ場 | オートキャンプ場        | テント1張り1泊につき 2,150円 |
|           | 林間キャンプ場         | テント1張り1泊につき 750円   |
|           | 自然体験キャンプ場       | テント1張り1泊につき 750円   |
|           | 学習キャンプ場         | テント1張り1泊につき 750円   |
| シャワー室     |                 | 1回につき 300円         |
|           | 1 高等学校の生徒及びこれに準 | 1人1日につき 210円       |



|             |     |                                                               |                                 |            |         |
|-------------|-----|---------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------|---------|
|             |     | ずる者                                                           |                                 |            |         |
| 工芸館<br>工作室  | 2   | 1 以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）                  |                                 | 1 人 1 日につき | 420円    |
|             |     |                                                               |                                 |            |         |
| 陶芸館<br>工作室  | 1   | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                                              |                                 | 1 人 1 日につき | 270円    |
|             | 2   | 1 以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。）                  |                                 | 1 人 1 日につき | 550円    |
| バンガロー（10人用） |     |                                                               |                                 | 1 棟 1 泊につき | 5,300円  |
| バンガロー（4人用）  |     |                                                               |                                 | 1 棟 1 泊につき | 2,650円  |
| 宿泊棟         | 1   | 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びにその引率者が学校教育又は社会教育に係る学習で利用する場合 | 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者並びにその引率者 | 1 人 1 泊につき | 300円    |
|             |     |                                                               | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにその引率者        | 1 人 1 泊につき | 600円    |
|             | 2   | 1 以外の場合                                                       | 6 人部屋                           | 1 室 1 泊につき | 11,700円 |
|             |     |                                                               | 4 人部屋                           | 1 室 1 泊につき | 7,800円  |
|             | 研修室 |                                                               | 全室                              | 1 時間につき    | 2,000円  |
| A 室         |     |                                                               | 1 時間につき                         | 630円       |         |
| B 室         |     |                                                               | 1 時間につき                         | 1,400円     |         |
|             |     | 全部利用の場合                                                       | 午前                              |            | 5,450円  |
|             |     |                                                               | 午後                              |            | 5,450円  |

|                  |      |                                 |                                                                               |         |        |
|------------------|------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 森林学<br>習セン<br>ター | 体育館  | 個<br>人<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合 | 1 高等学校<br>の生徒及び<br>これに準ず<br>る者                                                | 夜間      | 7,350円 |
|                  |      |                                 | 2 1以外の<br>者（学齢に<br>達しない者、<br>小学校の児<br>童、中学校<br>の生徒及び<br>これらに準<br>ずる者を除<br>く。） | 午前      | 150円   |
|                  |      |                                 |                                                                               | 午後      | 150円   |
|                  |      |                                 |                                                                               | 夜間      | 150円   |
|                  |      | 人<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合      | 2 1以外の<br>者（学齢に<br>達しない者、<br>小学校の児<br>童、中学校<br>の生徒及び<br>これらに準<br>ずる者を除<br>く。） | 午前      | 300円   |
|                  |      |                                 |                                                                               | 午後      | 300円   |
| 夜間               | 300円 |                                 |                                                                               |         |        |
| パークゴルフ場          |      |                                 |                                                                               | 1人1日につき | 450円   |

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表1の項及び2の項中「3,900円」を「3,950円」に改め、同表3の項及び6の項中「2,650円」を「2,700円」に改め、同表7の項中「3,100円」を「3,150円」に改め、同表8の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表9の項中「540円」を「560円」に改め、同表10の項中「290円」を「300円」に改め、同表11の項中「5,200円」を「5,250円」に、「7,700円」を「7,800円」に、「8,200円」を「8,300円」に、「8,700円」を「8,850円」に改め、同表12の項中「2,500円」を「2,550円」

に改め、同表13の項中「3,900円」を「4,000円」に改め、同表14の項中「2,600円」を「2,650円」に、「3,800円」を「3,850円」に、「4,100円」を「4,150円」に、「4,400円」を「4,450円」に改め、同表15の項中「450円」を「460円」に改め、同表16の項中「12,900円」を「13,100円」に改め、同表23の項中「37,000円」を「38,000円」に改め、同表24の項から27の項までの規定中「4,300円」を「4,400円」に改め、同表28の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同表29の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表30の項中「37,000円」を「38,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第52号

北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例

北海道立水産試験場条例（昭和25年北海道条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 日につき4,400円」を「1 時間（使用時間が1 時間未満であるとき又は使用時間に1 時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1 時間として計算するものとする。）につき700円」に改める。

第 6 条第 2 項第 1 号ア中「2,760円」を「5,000円」に改め、同号イ中「5,760円」を「7,800円」に改め、同項第 2 号中「8,800円以上 3 万5,700円」を「9,900円以上 3 万6,200円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の許可の申請がされている施行日以後の北海道立水産試験場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に申込みがされている試験、分析又は鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第53号

北海道立水産孵化場条例の一部を改正する条例

北海道立水産孵化場条例（昭和27年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号ア中「2,900円」を「4,850円」に改め、同号イ中「5,800円」を「6,700円」に改め、同項第 2 号中「1 万7,000円」を「1 万9,000円」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

#### (3) 鑑定

ア 一般成分の鑑定 1 件につき 2 万1,000円

イ 特別成分の鑑定 1 件につき 5 万6,000円

#### 附 則

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申込みがされている試験、分析又は鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第54号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「漁港施設」の次に「（基本施設を除く。）」を加え、同条第 2 項中「又は損傷に」を「若しくは損傷に」に改め、同項ただし書中「ものではない」を「ものでない」に改める。

第 5 条中「けい留」を「係留」に、「停けい泊」を「停係泊」に改め、「陸置きする船舶」の次に「（これらのうち法第39条第 5 項の規定により知事が指定する区域（以下「放置等禁止区域」という。）内に捨てられ、又は放置された同項第 2 号

の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。)」を加える。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第1項中「停けい泊」を「停係泊」に改める。

第8条中「放置された物件」の次に「(これらのうち放置等禁止区域内に捨てられ、又は放置された法第39条第5項第2号の規定により知事が指定する物件に該当するものを除く。)」を加える。

第13条第1項第1号中「甲種漁港施設」の次に「(放置等禁止区域内にある施設に限る。次条において同じ。)」を加える。

第14条中「区域」の次に「(放置等禁止区域内に限る。)」を加え、「停けい泊」を「停係泊」に改める。

第16条第1項中「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」を「別表により算定して得た」に改め、同項各号を削る。

第21条第3号中「第6条第2項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別表1のイの事項中「けい留」を「係留」に、  
「1トン当たり24時間までごとに 54円」  
を「1トン当たり24時間までごとに 56円70銭」に、  
「1トン当たり24時間までごとに 25円」を「1平方メートル当たり24時間までごとに 26円25銭」に、  
「1平方メートル当たり24時間までごとに 23円」を「1平方メートル当たり24時間までごとに 24円15銭」に改め、同表1のウの事項中「1平方メートル当り24時間までごとに 1円5銭」に改め、同表1のエの事項中「720円」を「756円」に、「1,840円」を「1,932円」に改め、同表2の表の部分を次のように改める。

| 単 価 及 び 算 出 方 法 |     |
|-----------------|-----|
| 市               | 町 村 |

| 区 分                                                      |                                        | 単 位                                            | 1 月以上の<br>占用            | 1 月未満の<br>占用 | 1 月以上の<br>占用 | 1 月未満の<br>占用 |                                                                                                                                                                                           |        |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 工<br>作<br>物<br>の<br>設<br>置<br>に<br>係<br>る<br>占<br>用<br>の | 建造工作物（外<br>径が0.4メー<br>トル以上の管を含<br>む。）  |                                                | 1 平方メ<br>ートルに<br>つき 1 年 |              |              |              | 近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格（地<br>方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する<br>固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近<br>傍価格」という。）に100分の 6 を乗じて得た額（ 1<br>月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗<br>じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあって<br>は、20円） |        |
|                                                          | 第 1 種電柱                                |                                                | 1,000円                  |              | 1,050円       | 770円         | 808円50銭                                                                                                                                                                                   |        |
|                                                          | 第 2 種電柱                                |                                                | 1,600円                  |              | 1,680円       | 1,200円       | 1,260円                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          | 第 3 種電柱                                |                                                | 2,200円                  |              | 2,310円       | 1,600円       | 1,680円                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          | 第 1 種電話柱                               |                                                | 930円                    |              | 976円50銭      | 690円         | 724円50銭                                                                                                                                                                                   |        |
|                                                          | 第 2 種電話柱                               |                                                | 1,500円                  |              | 1,575円       | 1,100円       | 1,155円                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          | 第 3 種電話柱                               |                                                | 2,100円                  |              | 2,205円       | 1,500円       | 1,575円                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          | その他の柱類                                 |                                                | 72円                     |              | 75円60銭       | 53円          | 55円65銭                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          | 共架電線その他<br>上空に設ける線<br>類                |                                                | 1 メー<br>トルにつ<br>き 1 年   |              | 10円          | 10円50銭       | 7 円                                                                                                                                                                                       | 7 円35銭 |
|                                                          | 鉄塔                                     |                                                | 1 基につ<br>き 1 年          |              | 1,400円       | 1,470円       | 1,100円                                                                                                                                                                                    | 1,155円 |
|                                                          | 管（外<br>径 が<br>0.4メ<br>ートル未<br>満の<br>もの | 0.1メー<br>トル未<br>満の<br>もの                       | 1 メー<br>トルにつ<br>き       | 48円          | 50円40銭       | 36円          | 37円80銭                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          |                                        | 0.1メー<br>トル以<br>上<br>0.15メ<br>ートル未<br>満の<br>もの |                         | 72円          | 75円60銭       | 53円          | 55円65銭                                                                                                                                                                                    |        |
|                                                          |                                        |                                                |                         |              |              |              |                                                                                                                                                                                           |        |
|                                                          |                                        |                                                |                         |              |              |              |                                                                                                                                                                                           |        |

|        |              |                            |              |                                                                               |      |         |      |        |
|--------|--------------|----------------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------|------|---------|------|--------|
| 場<br>合 | 満のものに限る。)の埋設 | 0.15メートル以上<br>0.2メートル未満のもの | 1年           |                                                                               | 95円  | 99円75銭  | 71円  | 74円55銭 |
|        |              | 0.2メートル以上のもの               |              |                                                                               | 190円 | 199円50銭 | 140円 | 147円   |
|        | その他の占用の場合    |                            | 1平方メートルにつき1年 | 近傍価格に100分の4を乗じて得た額(1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額)(その額が10円に満たない場合にあっては、10円) |      |         |      |        |

別表備考中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

- 3 1月以上の期間にわたって漁獲物等の陸揚げ若しくは船積み又は船舟の出港準備若しくは休憩のための設備として岸壁、物揚場、船揚場その他これらに類するものを占用する場合にあっては、1月未満の占用の単価を適用して計算する。

別表備考に次のように加える。

- 5 市及び町村の区分は、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 6 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 8 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

別表3のイの事項中「けい留」を「係留」に、「100円」を「105円」に改め、同表3のウの事項中

|                                |    |   |                                |
|--------------------------------|----|---|--------------------------------|
| 「船の長さ1メートル<br>当たり24時間までご<br>とに | 5円 | を | 「船の長さ1メートル<br>当たり24時間までご<br>とに |
|--------------------------------|----|---|--------------------------------|

5円25銭に改め、同表3のエの事項中

|                        |    |   |                        |
|------------------------|----|---|------------------------|
| 「1平方メートル当<br>り24時間までごに | 1円 | を | 「1平方メートル当<br>り24時間までごに |
|------------------------|----|---|------------------------|

1円5銭に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第16条及び別表の改正規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の北海道漁港管理条例(以下「改正前の条例」という。)第5条又は第8条の規定によりした命令は、この条例による改正後の北海道漁港管理条例(以下「改正後の条例」という。)第5条又は第8条の規定による命令とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項の規定による許可を受けて現に存する占用物件(建造工作物(外径が0.4メートル以上の管を含む。))及びその他の占用の場合の区分に該当するものに限る。)に係る改正後の条例別表2の表単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の6」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の5.25」と、平成17年度にあっては「100分の5.5」と、平成18年度にあっては「100分の5.75」と、「100分の4」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の3.25」と、平成17年度にあっては「100分の3.5」と、平成18年度にあっては「100分の3.75」とする。
- 5 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に改正前の条例第12条第1項の規定による許可を受けて現に存する管(外径が0.4メートル未満のものに限る。)の埋設の区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いられる単価については、改正後の条例別表2の表単価及び算出方法の欄の

規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区 分                             |    | 単 価          |              |              |              |              |              |
|---------------------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                 |    | 平成16年度       |              | 平成17年度       |              | 平成18年度       |              |
|                                 |    | 1 月以上<br>の占用 | 1 月未満<br>の占用 | 1 月以上<br>の占用 | 1 月未満<br>の占用 | 1 月以上<br>の占用 | 1 月未満<br>の占用 |
| 0.1メートル未<br>満のもの                | 市  | 31円          | 32円55銭       | 37円          | 38円85銭       | 42円          | 44円10銭       |
|                                 | 町村 | 28円          | 29円40銭       | 31円          | 32円55銭       | 33円          | 34円65銭       |
| 0.1メートル以<br>上0.15メート<br>ル未満のもの  | 市  | 37円          | 38円85銭       | 49円          | 51円45銭       | 60円          | 63円          |
|                                 | 町村 | 32円          | 33円60銭       | 39円          | 40円95銭       | 46円          | 48円30銭       |
| 0.15 メートル<br>以上0.2メート<br>ル未満のもの | 市  | 43円          | 45円15銭       | 60円          | 63円          | 78円          | 81円90銭       |
|                                 | 町村 | 37円          | 38円85銭       | 48円          | 50円40銭       | 60円          | 63円          |
| 0.2メートル以<br>上のもの                | 市  | 66円          | 69円30銭       | 108円         | 113円40銭      | 149円         | 156円45銭      |
|                                 | 町村 | 54円          | 56円70銭       | 83円          | 87円15銭       | 111円         | 116円55銭      |

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例  
北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条ただし書を削る。

別表 1 の表中 「130円」 を 「136円50銭」 に、「160円」を「168円」に、

「210円」を「220円50銭」に改める。  
「890円」を「934円50銭」に改める。

別表 2 の表の部分を次のように改める。

| 区 分                                                   |          | 単 位                     | 単 価 及 び 算 出 方 法                                                                                                                                                                           |              |              |              |
|-------------------------------------------------------|----------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
|                                                       |          |                         | 市                                                                                                                                                                                         |              | 町 村          |              |
|                                                       |          |                         | 1 月以上の<br>占用                                                                                                                                                                              | 1 月未満の<br>占用 | 1 月以上の<br>占用 | 1 月未満の<br>占用 |
| 建造工作物敷地<br>(外径が0.4メ<br>ートル以上の管<br>を埋設する場合<br>の敷地を含む。) | 公共<br>空地 | 1 平方メ<br>ートルに<br>つき 1 年 | 近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格（地<br>方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する<br>固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近<br>傍価格」という。）に100分の 6 を乗じて得た額（ 1<br>月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗<br>じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあって<br>は、20円） |              |              |              |
|                                                       | 水域       |                         | 30円                                                                                                                                                                                       | 31円50銭       | 30円          | 31円50銭       |
| 第 1 種電柱                                               |          | 1 本につ<br>き 1 年          | 1,000円                                                                                                                                                                                    | 1,050円       | 770円         | 808円50銭      |
| 第 2 種電柱                                               |          |                         | 1,600円                                                                                                                                                                                    | 1,680円       | 1,200円       | 1,260円       |
| 第 3 種電柱                                               |          |                         | 2,200円                                                                                                                                                                                    | 2,310円       | 1,600円       | 1,680円       |
| 第 1 種電話柱                                              |          |                         | 930円                                                                                                                                                                                      | 976円50銭      | 690円         | 724円50銭      |
| 第 2 種電話柱                                              |          |                         | 1,500円                                                                                                                                                                                    | 1,575円       | 1,100円       | 1,155円       |
| 第 3 種電話柱                                              |          |                         | 2,100円                                                                                                                                                                                    | 2,205円       | 1,500円       | 1,575円       |
| その他の柱類                                                |          |                         | 72円                                                                                                                                                                                       | 75円60銭       | 53円          | 55円65銭       |
| 共架電線その他上空<br>に設ける線類                                   |          | 1 メート<br>ルにつき<br>1 年    | 10円                                                                                                                                                                                       | 10円50銭       | 7 円          | 7 円35銭       |
| 鉄塔                                                    |          | 1 基につ<br>き 1 年          | 1,400円                                                                                                                                                                                    | 1,470円       | 1,100円       | 1,155円       |

|                                                         |                                     |                         |                                                                                            |         |      |        |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|--------|
| 管 (外<br>径 が<br>0.4メー<br>トル未<br>満のも<br>のに限<br>る。)の<br>埋設 | 0.1 メートル<br>未満のもの                   | 1 メート<br>ルにつき<br>1 年    | 48円                                                                                        | 50円40銭  | 36円  | 37円80銭 |
|                                                         | 0.1 メートル<br>以上0.15メー<br>トル未満のも<br>の |                         | 72円                                                                                        | 75円60銭  | 53円  | 55円65銭 |
|                                                         | 0.15メートル<br>以上0.2メー<br>トル未満のも<br>の  |                         | 95円                                                                                        | 99円75銭  | 71円  | 74円55銭 |
|                                                         | 0.2 メートル<br>以上のもの                   |                         | 190円                                                                                       | 199円50銭 | 140円 | 147円   |
| その他の敷地                                                  |                                     | 1 平方メ<br>ートルに<br>つき 1 年 | 近傍価格に100分の 4 を乗じて得た額 (1 月未満の占<br>用にあっては、その額に100分の105 を乗じて得た額)<br>(その額が10円に満たない場合にあっては、10円) |         |      |        |

別表 2 の表備考 4 の事項を次のように改める。

- 4 市及び町村の区分は、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

別表 2 の表備考に次のように加える。

- 5 第 1 種電柱とは、電柱 (当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。) のうち 3 条以下の電線 (当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。) を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 6 第 1 種電話柱とは、電話柱 (電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。) のうち 3 条以下の電線 (当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。) を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置

する電線をいうものとする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号。以下「法」という。) 第39条第 1 項の規定による占用の許可を受けて現に存する占用物件 (建造工作物敷地 (外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。) 及びその他の敷地の区分に該当するものに限る。) に係るこの条例による改正後の北海道漁港土砂採取料等徴収条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表 2 の表単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の 6」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の5.25」と、平成17年度にあっては「100分の5.5」と、平成18年度にあっては「100分の5.75」と、「100分の 4」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の3.25」と、平成17年度にあっては「100分の3.5」と、平成18年度にあっては「100分の3.75」とする。
- 3 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に法第39条第 1 項の規定による占用の許可を受けて現に存する管 (外径が0.4メートル未満のものに限る。) の埋設の区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いられる単価については、改正後の条例別表 2 の表単価及び算出方法の欄の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区 分                            |    | 単 価          |              |              |              |              |              |
|--------------------------------|----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                |    | 平成16年度       |              | 平成17年度       |              | 平成18年度       |              |
|                                |    | 1 月以上<br>の占用 | 1 月未満<br>の占用 | 1 月以上<br>の占用 | 1 月未満<br>の占用 | 1 月以上<br>の占用 | 1 月未満<br>の占用 |
| 0.1メートル未<br>満のもの               | 市  | 31円          | 32円55銭       | 37円          | 38円85銭       | 42円          | 44円10銭       |
|                                | 町村 | 28円          | 29円40銭       | 31円          | 32円55銭       | 33円          | 34円65銭       |
| 0.1メートル以<br>上0.15メート<br>ル未満のもの | 市  | 37円          | 38円85銭       | 49円          | 51円45銭       | 60円          | 63円          |
|                                | 町村 | 32円          | 33円60銭       | 39円          | 40円95銭       | 46円          | 48円30銭       |
| 0.15 メートル                      | 市  | 43円          | 45円15銭       | 60円          | 63円          | 78円          | 81円90銭       |

|                |    |     |        |      |         |      |         |
|----------------|----|-----|--------|------|---------|------|---------|
| 以上0.2メートル未満のもの | 町村 | 37円 | 38円85銭 | 48円  | 50円40銭  | 60円  | 63円     |
| 0.2メートル以上のもの   | 市  | 66円 | 69円30銭 | 108円 | 113円40銭 | 149円 | 156円45銭 |
|                | 町村 | 54円 | 56円70銭 | 83円  | 87円15銭  | 111円 | 116円55銭 |

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第56号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「 7 の項、」を削り、同条第 2 項中「指定経営状況分析機関又は」、「（以下この条において「指定経営状況分析機関等」という。）」及び「 7 の項、」を削り、「指定経営状況分析機関等に」を「指定試験機関に」に改め、同条第 3 項中「指定経営状況分析機関等」を「指定試験機関」に改める。

別表 6 の項中「第27条の23第 1 項の規定に基づく経営事項審査（ 7 の項の経営状況の分析を除く。）」を「第27条の26第 1 項の規定に基づく経営規模等評価」に、「経営事項審査手数料」を「経営規模等評価手数料」に、「8,500円と2,500円に審査」を「8,100円と2,300円に評価」に、「審査申請」を「評価申請」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                       |            |                                    |         |
|---------------------------------------|------------|------------------------------------|---------|
| 6 の 2 建設業法第27条の29第 1 項の規定に基づく総合評定値の通知 | 総合評定値通知手数料 | 400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額 | 通知請求のとき |
|---------------------------------------|------------|------------------------------------|---------|

別表 7 の項中「第27条の23第 2 項」を「第27条の35第 1 項」に改め、同表 8 の項中「5,000円」を「8,000円」に、「9,000円」を「13,000円」に、「14,000円」を「19,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「41,000円」に、「48,000円」を「56,000円」に、「140,000円」を「170,000円」に、「240,000円」を「280,000円」に、「460,000円」を「500,000円」に改め、同表 9 の項中「9,000

円」を「14,000円」に、「5,000円」を「8,000円」に改め、同表10の項中「8,000円」を「13,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改め、同表11の項中「10,000円」を「13,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に、「16,000円」を「20,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に、「36,000円」を「41,000円」に、「50,000円」を「56,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に、「190,000円」を「210,000円」に、「380,000円」を「410,000円」に改め、同表12の項中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表13の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表14の項中「120,000円」を「130,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

|                                                    |             |         |         |
|----------------------------------------------------|-------------|---------|---------|
| 14 の 2 建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査 | 道路位置指定申請手数料 | 37,500円 | 指定申請のとき |
|----------------------------------------------------|-------------|---------|---------|

別表15の項のア中「33,000円」を「43,000円」に改め、同項のイ中「33,000円」を「87,200円」に改め、同表16の項の第 3 欄を次のように改める。

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| ア 北海道建築審査会の同意を得て知事が定める基準に該当する場合 | 62,700円 |
| イ その他の場合                        | 87,200円 |

別表17の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表18の項の第 3 欄を次のように改める。

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ア 北海道建築審査会の同意を得て知事が定める基準に該当する場合 | 141,000円 |
| イ その他の場合                        | 193,000円 |

別表19の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表20の項のア中「61,500円」を「61,600円」に改め、同項のイ中「180,000円」を「203,000円」に改め、同項のウ中「180,000円」を「259,000円」に改め、同表21の項中「160,000円」を

「186,000円」に改め、同表22の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表23の項中「33,000円」を「87,200円」に改め、同表24の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表25の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表26の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表27の項中「144,000円」を「141,000円」に、「160,000円」を「193,000円」に改め、同表28の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表29の項から32の項までの規定中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表34の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表35の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表36の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表37の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表37の2の項及び37の3の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表38の項中「160,000円」を「193,000円」に改め、同表39の項中「120,000円」を「130,000円」に改め、同表40の項及び41の項中「78,000円」を「86,400円」に、「28,000円」を「37,500円」に改め、同表41の2の項及び41の3の項中「160,000円」を「193,000円」に、「28,000円」を「37,500円」に改め、同表42の項中「78,000円」を「86,400円」に、「28,000円」を「37,500円」に改め、同表42の2の項及び42の3の項中「160,000円」を「193,000円」に、「28,000円」を「37,500円」に改め、同表43の項中「6,400円」を「15,800円」に、「12,000円」を「13,500円」に改め、同表44の項中「27,000円」を「48,500円」に改め、同表47の項及び48の項中「16,100円」を「17,500円」に、「11,300円」を「14,400円」に改め、同表64の項中「136,800円」を「139,800円」に、「205,500円」を「210,000円」に、「273,700円」を「279,700円」に、「410,600円」を「419,600円」に、「539,300円」を「551,100円」に、「693,600円」を「708,800円」に、「922,000円」を「942,200円」に改め、同表66の項中「32,000円」を「33,000円」に改め、同表68の項中「12,300円」を「12,600円」に、「21,800円」を「22,200円」に、「32,100円」を「32,700円」に、「48,800円」を「49,600円」に、「70,600円」を「71,800円」に、「116,000円」を「118,000円」に、「173,900円」を「176,900円」に、「262,300円」を「266,800円」に、「347,700円」を「353,700円」に、「435,100円」を「442,600円」に改め、同表71の項中「11,700円」を「11,900円」に、「25,000円」を「25,500円」に、「47,100円」を「48,100円」に、「91,300円」を「93,300円」に、「136,300円」を「139,300円」に、「183,000円」を「187,000円」に、「228,200円」を「233,200円」に、「319,500円」を「326,500円」に、「16,100円」を「16,400円」に、「34,100

円」を「34,800円」に、「69,700円」を「71,200円」に、「127,700円」を「130,500円」に、「209,800円」を「214,400円」に、「282,600円」を「288,800円」に、「356,100円」を「363,900円」に、「502,700円」を「513,700円」に、「91,300円」を「93,300円」に、「136,700円」を「139,700円」に、「205,800円」を「210,300円」に、「274,500円」を「280,500円」に、「410,200円」を「419,200円」に、「538,700円」を「550,500円」に、「694,300円」を「709,500円」に、「923,400円」を「943,600円」に改め、同表72の項中「923,400円」を「943,600円」に、「1,150円」を「1,200円」に、「2,500円」を「2,550円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「9,150円」を「9,350円」に、「13,600円」を「13,900円」に、「18,300円」を「18,700円」に、「22,800円」を「23,300円」に、「32,000円」を「32,700円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「6,950円」を「7,100円」に、「12,800円」を「13,100円」に、「21,000円」を「21,400円」に、「28,300円」を「28,900円」に、「35,600円」を「36,400円」に、「50,300円」を「51,400円」に、「9,150円」を「9,350円」に、「13,700円」を「14,000円」に、「20,600円」を「21,000円」に、「27,500円」を「28,100円」に、「41,000円」を「41,900円」に、「53,900円」を「55,100円」に、「69,400円」を「71,000円」に、「92,300円」を「94,400円」に、「10,300円」を「10,500円」に改め、同表73の項中「49,900円」を「51,000円」に改め、同表74の項中「30,100円」を「30,700円」に改め、同表75の項中「9,500円」を「9,650円」に、「20,700円」を「21,100円」に、「41,100円」を「42,000円」に、「72,600円」を「74,100円」に、「101,700円」を「103,800円」に改め、同表77の項中「1,800円」を「1,850円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「18,200円」を「18,600円」に改め、同表78の項中「490円」を「500円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表8の項から32の項まで、34の項から44の項まで、47の項及び48の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日



北海道条例第57号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「河川法（昭和39年法律第167号）」の次に「第9条第5項の規定により札幌市長が管理する一級河川の用に供する国土交通省所管の不動産に係るもの及び同法」を加え、同表の2の項中「河川法」の次に「第9条第5項の規定により札幌市長が管理する一級河川及び同法」を加え、「道道に係る事務にあっては札幌市、」を削り、「別表第2」を「、別表第2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び2の項の左欄に掲げる事務に係る不動産登記法（明治32年法律第24号）及び国有財産法（昭和23年法律第73号）（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた通告その他の行為で、施行日以後においては札幌市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、札幌市長のした処分その他の行為又は札幌市長に対してなされた通告その他の行為とみなす。

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

河川法施行条例の一部を改正する条例  
河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条ただし書を削る。  
別表1の表単価の欄中「342,000円」を「359,100円」に、「64,000円」を「67,200円」に、「32,000円」を「33,600円」に、「95,000円」を「99,750円」に、「100分

の5」を「100分の6」に改め、「額」の次に「に100分の105を乗じて得た額」を加え、「64,000円」を「67,200円」に改め、同表摘要の欄中「合計額」及び「補正係数を乗じて算出した額」の次に「に100分の105を乗じて得た額」を加える。  
別表2の表の部分の部分を次のように改める。

| 区 分                                               | 単 位                  | 単 価 及 び 算 出 方 法                                                                                                                                                    |             |             |             |
|---------------------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                                                   |                      | 市                                                                                                                                                                  |             | 町 村         |             |
|                                                   |                      | 1月以上の<br>占用                                                                                                                                                        | 1月未満の<br>占用 | 1月以上の<br>占用 | 1月未満の<br>占用 |
| 建造工作物敷地（外<br>径が0.4メートル以<br>上の管を埋設する場<br>合の敷地を含む。） | 1平方メ<br>ートルに<br>つき1年 | 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地<br>方税法第349条に規定する固定資産課税台帳に登録<br>された価格をいう。以下「近傍価格」という。）に100<br>分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、<br>その額に100分の105を乗じて得た額）（その額が20円<br>に満たない場合にあっては、20円） |             |             |             |
| 第1種電柱                                             | 1本につ<br>き1年          | 1,000円                                                                                                                                                             | 1,050円      | 770円        | 808円50銭     |
| 第2種電柱                                             |                      | 1,600円                                                                                                                                                             | 1,680円      | 1,200円      | 1,260円      |
| 第3種電柱                                             |                      | 2,200円                                                                                                                                                             | 2,310円      | 1,600円      | 1,680円      |
| 第1種電話柱                                            |                      | 930円                                                                                                                                                               | 976円50銭     | 690円        | 724円50銭     |
| 第2種電話柱                                            |                      | 1,500円                                                                                                                                                             | 1,575円      | 1,100円      | 1,155円      |
| 第3種電話柱                                            |                      | 2,100円                                                                                                                                                             | 2,205円      | 1,500円      | 1,575円      |
| その他の柱類                                            |                      | 72円                                                                                                                                                                | 75円60銭      | 53円         | 55円65銭      |
| 共架電線その他上空<br>に設ける線類                               | 1メー<br>トルにつ<br>き1年   | 10円                                                                                                                                                                | 10円50銭      | 7円          | 7円35銭       |
| 鉄塔                                                | 1基につ<br>き1年          | 1,400円                                                                                                                                                             | 1,470円      | 1,100円      | 1,155円      |
| 管（外<br>径が                                         | 0.1メートル<br>未満のもの     | 48円                                                                                                                                                                | 50円40銭      | 36円         | 37円80銭      |
|                                                   | 0.1メートル<br>以上0.15メー  | 72円                                                                                                                                                                | 75円60銭      | 53円         | 55円65銭      |

|                      |                        |              |                                                                                                                                                                             |         |      |        |
|----------------------|------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|--------|
| 0.4メートル未満のものに限る。)の埋設 | 0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 1メートルにつき1年   |                                                                                                                                                                             |         |      |        |
|                      | 0.2メートル以上のもの           |              | 95円                                                                                                                                                                         | 99円75銭  | 71円  | 74円55銭 |
|                      |                        |              | 190円                                                                                                                                                                        | 199円50銭 | 140円 | 147円   |
| 鉄道及び軌道敷地             |                        |              | 80円                                                                                                                                                                         | 84円     | 80円  | 84円    |
| 農耕用敷地                |                        | 1平方メートルにつき1年 | 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額（農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき市町村農業委員会が定めた小作料の標準額（その定めがないときは、類似の市町村農業委員会が定めた小作料の標準額）をいう。以下同じ。）に100分の75を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額） |         |      |        |
| 採草及び放牧用敷地            |                        |              | 近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の45を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額）                                                                                          |         |      |        |
| 漁業及び養殖用水面            |                        |              | 20円                                                                                                                                                                         | 21円     | 20円  | 21円    |
| 係船その他に係る水面           |                        |              | 30円                                                                                                                                                                         | 31円50銭  | 30円  | 31円50銭 |
| 鉱泉地                  |                        | 1口につき1年      | 類似の土地の価格に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額）                                                                                                                    |         |      |        |
| その他の敷地               |                        | 1平方メートルにつき1年 | 近傍価格に100分の4を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）                                                                                               |         |      |        |

別表2の表備考4の事項を次のように改める。

4 市及び町村の区分は、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

別表2の表備考に次のように加える。

5 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

6 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

7 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

別表3の表中「130円」を「136円50銭」に、「160円」を「168円」

に、「210円  
890円」を「220円50銭  
934円50銭」に改める。

### 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第24条の許可を受けて現に存する占用物件（建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）、農耕用敷地、採草及び放牧用敷地、鉱泉地並びにその他の敷地の区分に該当するものに限る。）に係るこの条例による改正後の河川法施行条例（以下「改正後の条例」という。）別表2の表単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の6」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の5.25」と、平成17年度にあっては「100分の5.5」と、平成18年度にあっては「100分の5.75」と、「100分の75」とあるのは、平成16年度にあっては「100

北海道条例第59号

北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例

北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）の一部を次のように改正する。

第17条中「3万8,600円」を「3万9,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条ただし書を削る。

別表の表の部分を次のように改める。

| 区 分       | 単 位      | 単 価         |             |             |             |
|-----------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|           |          | 市           |             | 町 村         |             |
|           |          | 1月以上の<br>占用 | 1月未満の<br>占用 | 1月以上の<br>占用 | 1月未満の<br>占用 |
| 第1種電柱     | 1本につき1年  | 1,000円      | 1,050円      | 770円        | 808円50銭     |
| 第2種電柱     |          | 1,600円      | 1,680円      | 1,200円      | 1,260円      |
| 第3種電柱     |          | 2,200円      | 2,310円      | 1,600円      | 1,680円      |
| 第1種電話柱    |          | 930円        | 976円50銭     | 690円        | 724円50銭     |
| 第2種電話柱    |          | 1,500円      | 1,575円      | 1,100円      | 1,155円      |
| 第3種電話柱    |          | 2,100円      | 2,205円      | 1,500円      | 1,575円      |
| その他の柱類    |          | 72円         | 75円60銭      | 53円         | 55円65銭      |
| 共架電線その他上空 | 1メートルにつき | 10円         | 10円50銭      | 7円          | 7円35銭       |

分の56.25」と、平成17年度にあっては「100分の62.5」と、平成18年度にあっては「100分の68.75」と、「100分の45」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の33.75」と、平成17年度にあっては「100分の37.5」と、平成18年度にあっては「100分の41.25」と、「100分の4」とあるのは、平成16年度にあっては「100分の3.25」と、平成17年度にあっては「100分の3.5」と、平成18年度にあっては「100分の3.75」とする。

3 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に法第24条の許可を受けて現に存する管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いられる単価については、改正後の条例別表2の表単価及び算出方法の欄の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区 分                    |    | 単 価         |             |             |             |             |             |
|------------------------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                        |    | 平成16年度      |             | 平成17年度      |             | 平成18年度      |             |
|                        |    | 1月以上の<br>占用 | 1月未満<br>の占用 | 1月以上の<br>占用 | 1月未満<br>の占用 | 1月以上の<br>占用 | 1月未満<br>の占用 |
| 0.1メートル未満のもの           | 市  | 31円         | 32円55銭      | 37円         | 38円85銭      | 42円         | 44円10銭      |
|                        | 町村 | 28円         | 29円40銭      | 31円         | 32円55銭      | 33円         | 34円65銭      |
| 0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 市  | 37円         | 38円85銭      | 49円         | 51円45銭      | 60円         | 63円         |
|                        | 町村 | 32円         | 33円60銭      | 39円         | 40円95銭      | 46円         | 48円30銭      |
| 0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 市  | 43円         | 45円15銭      | 60円         | 63円         | 78円         | 81円90銭      |
|                        | 町村 | 37円         | 38円85銭      | 48円         | 50円40銭      | 60円         | 63円         |
| 0.2メートル以上のもの           | 市  | 66円         | 69円30銭      | 108円        | 113円40銭     | 149円        | 156円45銭     |
|                        | 町村 | 54円         | 56円70銭      | 83円         | 87円15銭      | 111円        | 116円55銭     |

北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

|                                          |                        |              |        |         |        |        |
|------------------------------------------|------------------------|--------------|--------|---------|--------|--------|
| に設ける線類                                   |                        | 1年           |        |         |        |        |
| 鉄塔                                       |                        | 1基につき1年      | 1,400円 | 1,470円  | 1,100円 | 1,155円 |
| 管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設                | 0.1メートル未満のもの           | 1メートルにつき1年   | 48円    | 50円40銭  | 36円    | 37円80銭 |
|                                          | 0.1メートル以上0.15メートル未満のもの |              | 72円    | 75円60銭  | 53円    | 55円65銭 |
|                                          | 0.15メートル以上0.2メートル未満のもの |              | 95円    | 99円75銭  | 71円    | 74円55銭 |
|                                          | 0.2メートル以上のもの           |              | 190円   | 199円50銭 | 140円   | 147円   |
| 軌道及び道路用地                                 |                        |              | 80円    | 84円     | 80円    | 84円    |
| その他の工作物の敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。） |                        | 1平方メートルにつき1年 | 1,200円 | 1,260円  | 1,200円 | 1,260円 |

別表備考中1の事項を削り、2の事項を1の事項とし、3の事項を2の事項とし、同表備考に次のように加える。

3 市及び町村の区分は、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

4 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

5 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

6 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

### 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の砂防法施行条例第4条第1項の規定による占用の許可を受けて現に存する管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いられる単価については、この条例による改正後の砂防法施行条例別表単価の欄の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区 分                    |    | 単 価          |             |              |             |              |             |
|------------------------|----|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                        |    | 平成16年度       |             | 平成17年度       |             | 平成18年度       |             |
|                        |    | 1月以上の<br>の占用 | 1月未満<br>の占用 | 1月以上の<br>の占用 | 1月未満<br>の占用 | 1月以上の<br>の占用 | 1月未満<br>の占用 |
| 0.1メートル未満のもの           | 市  | 31円          | 32円55銭      | 37円          | 38円85銭      | 42円          | 44円10銭      |
|                        | 町村 | 28円          | 29円40銭      | 31円          | 32円55銭      | 33円          | 34円65銭      |
| 0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 市  | 37円          | 38円85銭      | 49円          | 51円45銭      | 60円          | 63円         |
|                        | 町村 | 32円          | 33円60銭      | 39円          | 40円95銭      | 46円          | 48円30銭      |
| 0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 市  | 43円          | 45円15銭      | 60円          | 63円         | 78円          | 81円90銭      |
|                        | 町村 | 37円          | 38円85銭      | 48円          | 50円40銭      | 60円          | 63円         |
| 0.2メートル以上のもの           | 市  | 66円          | 69円30銭      | 108円         | 113円40銭     | 149円         | 156円45銭     |
|                        | 町村 |              |             |              |             |              |             |

|      |   |     |        |     |        |      |         |
|------|---|-----|--------|-----|--------|------|---------|
| 上のもの | 村 | 54円 | 56円70銭 | 83円 | 87円15銭 | 111円 | 116円55銭 |
|------|---|-----|--------|-----|--------|------|---------|

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条ただし書を削る。

別表 1 の表の部分を中心に次のように改める。

| 区 分                                               | 単 位                     | 単 価 及 び 算 出 方 法                                                                                                                                                                          |              |              |              |
|---------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
|                                                   |                         | 市                                                                                                                                                                                        |              | 町 村          |              |
|                                                   |                         | 1 月以上の<br>占用                                                                                                                                                                             | 1 月未満の<br>占用 | 1 月以上の<br>占用 | 1 月未満の<br>占用 |
| 建造工作物敷地（外<br>径が0.4メートル以<br>上の管を埋設する場<br>合の敷地を含む。） | 1 平方メ<br>ートルに<br>つき 1 年 | 近傍類似の土地の 1 平方メートル当たりの価格（地<br>方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する<br>固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近<br>傍価格」という。）に100分の 6 を乗じて得た額（1<br>月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗<br>じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあって<br>は、20円） |              |              |              |
| 第 1 種電柱                                           | 1 本につ<br>き 1 年          | 1,000円                                                                                                                                                                                   | 1,050円       | 770円         | 808円50銭      |
| 第 2 種電柱                                           |                         | 1,600円                                                                                                                                                                                   | 1,680円       | 1,200円       | 1,260円       |
| 第 3 種電柱                                           |                         | 2,200円                                                                                                                                                                                   | 2,310円       | 1,600円       | 1,680円       |
| 第 1 種電話柱                                          |                         | 930円                                                                                                                                                                                     | 976円50銭      | 690円         | 724円50銭      |
| 第 2 種電話柱                                          |                         | 1,500円                                                                                                                                                                                   | 1,575円       | 1,100円       | 1,155円       |
| 第 3 種電話柱                                          |                         | 2,100円                                                                                                                                                                                   | 2,205円       | 1,500円       | 1,575円       |
| その他の柱類                                            |                         | 72円                                                                                                                                                                                      | 75円60銭       | 53円          | 55円65銭       |

|                                                       |                                            |                          |                                                                                                                                                                             |         |        |        |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|--------|
| 共架電線その他上空<br>に設ける線類                                   |                                            | 1メー<br>トルにつ<br>き<br>1年   | 10円                                                                                                                                                                         | 10円50銭  | 7円     | 7円35銭  |
| 鉄塔                                                    |                                            | 1基につ<br>き<br>1年          | 1,400円                                                                                                                                                                      | 1,470円  | 1,100円 | 1,155円 |
| 管（外<br>径が<br>0.4メー<br>トル未<br>満のも<br>のに限<br>る。）の<br>埋設 | 0.1メー<br>トル<br>未満のもの                       | 1メー<br>トルにつ<br>き<br>1年   | 48円                                                                                                                                                                         | 50円40銭  | 36円    | 37円80銭 |
|                                                       | 0.1メー<br>トル<br>以上0.15メー<br>トル未<br>満のも<br>の |                          | 72円                                                                                                                                                                         | 75円60銭  | 53円    | 55円65銭 |
|                                                       | 0.15メー<br>トル<br>以上0.2メー<br>トル未<br>満のも<br>の |                          | 95円                                                                                                                                                                         | 99円75銭  | 71円    | 74円55銭 |
|                                                       | 0.2メー<br>トル<br>以上のもの                       |                          | 190円                                                                                                                                                                        | 199円50銭 | 140円   | 147円   |
| 農耕用敷地                                                 |                                            | 1平方メ<br>ートルに<br>つき<br>1年 | 近傍類似の土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額（農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき市町村農業委員会が定めた小作料の標準額（その定めがないときは、類似の市町村農業委員会が定めた小作料の標準額）をいう。以下同じ。）に100分の75を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額） |         |        |        |
| 植林及び採草放牧敷地                                            |                                            |                          | 近傍の畑の用に供している土地の1平方メートル当たりの小作料の標準額に100分の45を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額）                                                                                          |         |        |        |
| その他の敷地                                                |                                            |                          | 近傍価格に100分の4を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の105を乗じて得た額）（その額が10円に満たない場合にあっては、10円）                                                                                               |         |        |        |

別表1の表備考4の事項を次のように改める。

- 4 市及び町村の区分は、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に当該占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。

別表1の表備考に次のように加える。

- 5 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 6 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 7 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

別表2の表中「130円」を「136円50銭」に、「160円」を「168円」に、

「210円」を「220円50銭」に改める。

「890円」を「934円50銭」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第7条第1項又は第37条の4の規定による占用の許可を受けて現に存する占用物件（建造工作物敷地（外径が0.4メートル以上の管を埋設する場合の敷地を含む。）、農耕用敷地、植林及び採草放牧敷地並びにその他の敷地の区分に該当するものに限る。）に係るこの条例による改正後の北海道海岸占用料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表1の単価及び算出方法の欄の規定の適用については、同欄中「100分の

6」とあるのは、平成16年度にあつては「100分の5.25」と、平成17年度にあつては「100分の5.5」と、平成18年度にあつては「100分の5.75」と、「100分の75」とあるのは、平成16年度にあつては「100分の56.25」と、平成17年度にあつては「100分の62.5」と、平成18年度にあつては「100分の68.75」と、「100分の45」とあるのは、平成16年度にあつては「100分の33.75」と、平成17年度にあつては「100分の37.5」と、平成18年度にあつては「100分の41.25」と、「100分の4」とあるのは、平成16年度にあつては「100分の3.25」と、平成17年度にあつては「100分の3.5」と、平成18年度にあつては「100分の3.75」とする。

- 3 平成16年度から平成18年度までの間に限り、この条例の施行の際現に法第7条第1項又は第37条の4の規定による占用の許可を受けて現に存する管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の区分に該当するものに係る占用料の額の算定に用いられる単価については、改正後の条例別表1の単価及び算出方法の欄の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

| 区 分                            |    | 単 価          |             |              |             |              |             |
|--------------------------------|----|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
|                                |    | 平成16年度       |             | 平成17年度       |             | 平成18年度       |             |
|                                |    | 1月以上の<br>の占用 | 1月未満<br>の占用 | 1月以上の<br>の占用 | 1月未満<br>の占用 | 1月以上の<br>の占用 | 1月未満<br>の占用 |
| 0.1メートル未<br>満のもの               | 市  | 31円          | 32円55銭      | 37円          | 38円85銭      | 42円          | 44円10銭      |
|                                | 町村 | 28円          | 29円40銭      | 31円          | 32円55銭      | 33円          | 34円65銭      |
| 0.1メートル以<br>上0.15メート<br>ル未満のもの | 市  | 37円          | 38円85銭      | 49円          | 51円45銭      | 60円          | 63円         |
|                                | 町村 | 32円          | 33円60銭      | 39円          | 40円95銭      | 46円          | 48円30銭      |
| 0.15メートル<br>以上0.2メート<br>ル未満のもの | 市  | 43円          | 45円15銭      | 60円          | 63円         | 78円          | 81円90銭      |
|                                | 町村 | 37円          | 38円85銭      | 48円          | 50円40銭      | 60円          | 63円         |
| 0.2メートル以<br>上のもの               | 市  | 66円          | 69円30銭      | 108円         | 113円40銭     | 149円         | 156円45銭     |
|                                | 町村 | 54円          | 56円70銭      | 83円          | 87円15銭      | 111円         | 116円55銭     |

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道海域使用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海域使用料等徴収条例（平成12年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「に100分の105を乗じて得た額」を削り、同条ただし書を削る。

別表 1 の表の部分を中心に次のように改める。

| 区 分     | 単 位             | 単 価      |          |
|---------|-----------------|----------|----------|
|         |                 | 1 月以上の使用 | 1 月未満の使用 |
| 建造工作物敷地 | 1 平方メートルにつき 1 年 | 30円      | 31円50銭   |
| 管の埋設    | 1 メートルにつき 1 年   | 30円      | 31円50銭   |

別表 2 の表中「130円」を「136円50銭」に、「160円」を「168円」に、

「210円」を「220円50銭」に改める。

|      |         |
|------|---------|
| 210円 | 220円50銭 |
| 890円 | 934円50銭 |

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例

風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「風致地区」の次に「（面積が10ヘクタール以上のものに限る。以下同

じ。）」を加える。

第 2 条中「知事」の次に「（旭川市及び函館市にあっては、それぞれその長。第 3 条前段を除き、以下同じ。）」を加え、第 6 号を削り、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同条第 2 号中「変更」の次に「（以下「宅地の造成等」という。）」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更  
第 2 条に次の 1 号を加える。

(7) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45 年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第48号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積

第 3 条中「又は道の機関（規則で定める公団等を含む。）」を「、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市、同法第252条の22第 1 項の中核市、同法第252条の26の 3 第 1 項の特例市又は北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の規定に基づきこの条例の規定により知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下「国等」という。）の機関（規則で定める公共的団体を含む。以下同じ。）」に改め、「当該」の次に「国等の」を加える。

第 5 条中「定める基準」の次に「（第 1 号ア、イ若しくはウ又は第 4 号ア若しくはウ(㍿)に掲げる基準にあっては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの基準による必要がないと認められる場合を除く。）」を加え、「適合しない」を「適合する」に、「してはならない」を「するものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条第 1 号イ中「建築物の」の次に「建ぺい率（」を、「割合」の次に「をいう。）」を加え、同条第 6 号中「ついては、」の次に「採取の方法が露天掘り（」を加え、「埋めもどし」を「埋戻し」に改め、「こと等により」の次に「風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれが少ない方法によるものを除く。）でなく、かつ」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号ア中「第 2 号」を「第 3 号」に改め、同号ウ中「第 3 号イ(イ)」を「第 4 号ウ(イ)」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「適切な植栽を伴うものであること等により、当該行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならない」を「次

に掲げる要件に該当するものである」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第5号とする。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地<sup>ぼう</sup>貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第5条第3号中「造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更」を「造成等」に改め、同号イ中「土地の形質の変更」を「宅地の造成等」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「適切な植栽を伴うものであること等により、当該変更後の地<sup>ぼう</sup>貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであり、かつ、当該変更」を「宅地の造成等」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、20パーセント以上であること。

第5条第3号に次のように加え、同号を同条第4号とする。

エ 面積が1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

第5条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

第5条に次の1号を加える。

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源<sup>たい</sup>の堆積<sup>たい</sup>については、堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第7条第1項中「建築物その他の工作物」を「建築物等」に改める。

附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同項の表中

|           |       |
|-----------|-------|
| 北海道立真駒内公園 | 屋内競技場 |
|           | 屋外競技場 |

を

|           |       |
|-----------|-------|
| 北海道立真駒内公園 | 屋内競技場 |
|           | 屋外競技場 |
|           | 駐車場   |

に、

|           |
|-----------|
| 北海道立オホーツク |
| 北海道立宗谷ふれ  |
| 北海道立十勝エコ  |
| ク         |

を

|       |          |
|-------|----------|
| ク公園   | オートキャンプ場 |
| あい公園  | オートキャンプ場 |
| ロジーパー | オートキャンプ場 |

を

|                |          |
|----------------|----------|
| 北海道立オホーツク公園    | オートキャンプ場 |
|                | パークゴルフ場  |
| 北海道立宗谷ふれあい公園   | オートキャンプ場 |
|                | パークゴルフ場  |
| 北海道立ゆめの森公園     | パークゴルフ場  |
| 北海道立十勝エコロジーパーク | オートキャンプ場 |

に改める。



第11条第 1 項中「の使用」を「(北海道立ゆめの森公園及び北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設に限る。)の利用」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の使用料の額は、北海道立ゆめの森公園に係る公園施設にあっては別表第 1 の 2、北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設にあっては別表第 1 の 3 に定める額の範囲内で、規則で定める。

第12条の 2 を第12条の 3 とし、第12条の次に次の 1 条を加える。  
(利用料金)

**第12条の 2** 第 6 条第 1 項の公園施設（北海道立ゆめの森公園及び北海道立十勝エコロジーパークに係る公園施設を除く。）の利用の承認を受けた者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第14条の規定により当該公園施設の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、北海道立真駒内公園に係る公園施設にあっては別表第 2、北海道立野幌総合運動公園に係る公園施設にあっては別表第 3、北海道子どもの国に係る公園施設にあっては別表第 4、北海道立オホーツク公園及び北海道立宗谷ふれあい公園に係る公園施設にあっては別表第 5 に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 管理受託者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。  
第13条中「第12条まで」を「第 5 条まで、第 7 条から第10条まで及び第12条」に改める。

第14条中「ことができる」を削る。  
別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 1 の 2 （第11条関係）

1 パークゴルフ場を利用する場合（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者が利用する場合を除く。）

1 人 1 日につき 300円

2 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

| 区 分 |  | 使 用 料      |      |
|-----|--|------------|------|
| クラブ |  | 1 本 1 日につき | 100円 |
|     |  |            |      |

別表第 1 の 3 （第11条関係）

1 オートキャンプ場に入場する場合

| 区 分    |                                      | 使 用 料      |        |
|--------|--------------------------------------|------------|--------|
| デイキャンプ | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者 | 1 人 1 日につき | 610円   |
|        |                                      |            |        |
| 宿泊キャンプ | 1 小学校の児童                             | 1 人 1 泊につき | 500円   |
|        | 2 1 以外の者（学齢に達しない者を除く。）               | 1 人 1 泊につき | 1,010円 |

2 オートキャンプ場内の施設を利用する場合

| 区 分 |  | 使 用 料        |        |
|-----|--|--------------|--------|
| サイト |  | 1 サイト 1 日につき | 300円   |
|     |  | 1 サイト 1 泊につき | 2,030円 |

別表第 2 中「(第11条関係)」を「(第12条の 2 関係)」に改め、同表 1 の事項及び 2 の事項を次のように改める。

1 屋内競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

| 区 分 |                                  | 利用料金の上 限 額 |     |          |
|-----|----------------------------------|------------|-----|----------|
| 全部  | 1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合   | 夏 期        | 基本料 | 72,600円  |
|     |                                  | 冬 期        |     | 105,800円 |
|     | 2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合 | 夏 期        |     | 145,100円 |
|     |                                  | 冬 期        |     | 210,200円 |

|          |                        |                 |                                               |                |
|----------|------------------------|-----------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 利用       | 3 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合 | 金               | 夏 期                                           | 218,000円       |
|          |                        |                 | 冬 期                                           | 316,300円       |
|          | 4 その他の催物に利用する場合        |                 | 夏 期                                           | 435,400円       |
|          |                        |                 | 冬 期                                           | 632,000円       |
| 一部<br>利用 | 1 コートを利用する場合           | 1面1回につき 2,650円  |                                               |                |
|          | 2 個人<br>利用の<br>場合      | トレー<br>ニング<br>場 | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 1人1回につき 690円   |
|          |                        |                 | 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき 1,050円 |
|          |                        | その他             | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 1人1回につき 280円   |
|          |                        |                 | 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき 760円   |
|          |                        |                 |                                               |                |

2 屋外競技場を利用する場合（利用者が観覧者から入場料を徴収して全部利用する場合を除く。）

| 区 分      |                                  | 利用料金の上 限 額     |     |          |
|----------|----------------------------------|----------------|-----|----------|
| 全部<br>利用 | 1 アマチュアのスポーツに係る競技会又は練習会に利用する場合   | 基本料<br>金       | 夏 期 | 37,800円  |
|          |                                  |                | 冬 期 | 117,900円 |
|          | 2 生活文化の向上に係る研修会、講演会その他の集会に利用する場合 |                | 夏 期 | 77,100円  |
|          |                                  |                | 冬 期 | 235,900円 |
|          | 3 生活文化の向上に係る展示会に利用する場合           |                | 夏 期 | 115,900円 |
|          |                                  |                | 冬 期 | 354,100円 |
|          | 4 その他の催物に利用する場合                  |                | 夏 期 | 231,300円 |
|          |                                  |                | 冬 期 | 707,600円 |
|          | 1 コートを利用する場合                     | 1面1回につき 2,650円 |     |          |
|          | 1 高等学校の生徒及びこ                     | 1人1回につき 690円   |     |          |

|          |                   |                 |                                               |                |
|----------|-------------------|-----------------|-----------------------------------------------|----------------|
| 一部<br>利用 | 2 個人<br>利用の<br>場合 | トレー<br>ニング<br>場 | れに準ずる者                                        |                |
|          |                   |                 | 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき 1,050円 |
|          |                   | その他             | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 1人1回につき 280円   |
|          |                   |                 | 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき 760円   |

別表第2の3の事項中「使用者」を「利用者」に、「全部使用する」を「全部利用する」に、「その使用」を「その利用」に改め、同表4の事項中「使用する」を「利用する」に、「10,500円」を「12,600円」に改め、同表5の事項中「使用する」を「利用する」に、「1,880円」を「2,650円」に、「2,720円」を「3,550円」に改め、同表6の事項を次のように改める。

6 屋内競技場又は屋外競技場を観覧する場合

| 区 分                                           | 利用料金の上 限 額   |
|-----------------------------------------------|--------------|
| 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 1人1回につき 120円 |
| 2 1以上の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1人1回につき 150円 |

別表第2の6の事項の次に次の1事項を加える。

7 駐車場を利用する場合（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合に限る。）

| 区 分                | 利用料金の上 限 額   |
|--------------------|--------------|
| バス                 | 1回1日につき 620円 |
| 乗用車                | 1回1日につき 300円 |
| 自動二輪車（原動機付自転車を含む。） | 1回1日につき 200円 |

別表第2備考1の事項中「使用させる」を「利用させる」に改め、同表備考2の事項中「(昭和23年法律第178号)」を削り、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考3の事項中「全部使用に係る使用料の額」を「全部利用に係る利用料金の上限額」に改め、同表備考4の事項中「全部使用」を「全部利用」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「使用時間」を「利用時間」に、「の使用」を「の利用」に改め、同表備考5の事項中「全部使用に係る使用料」を「全部利用に係る利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考6の事項を次のように改める。

6 管理受託者は、特別に利用する電気、水道等の料金について、別に実費を徴収することができる。

別表第2備考に次のように加える。

7 貨物自動車の利用料金については、車体の大きさによって、バス又は乗用車に区分し、7の表を適用するものとする。

別表第3中「(第11条関係)」を「(第12条の2関係)」に改め、同表の表の部分

を次のように改める。

| 区 分            |                         |                                                      | 利用料金の上 限 額                       |         |
|----------------|-------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------|---------|
| ホッケー・サッ        |                         | 人工芝                                                  | 1面1時間につき                         | 2,200円  |
| カー場            |                         | 天然芝                                                  | 1面1時間につき                         | 1,450円  |
| ラグビー場          |                         |                                                      | 1面1時間につき                         | 1,450円  |
| 水 泳<br>プー<br>ル | 全部<br>利用<br>の<br>場<br>合 | 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 | 1時間につき                           | 6,850円  |
|                |                         | 2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合                 | 1時間につき                           | 15,200円 |
|                |                         | 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合                         | 1時間につき                           | 30,200円 |
|                | 個人                      | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                                   | 1人2時間以内370円、2時間を超えるときはその超える時間1時間 |         |
|                |                         |                                                      |                                  |         |

|                   |        |                         |                                                      |                                                    |
|-------------------|--------|-------------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 利用<br>の<br>場<br>合 | テニスコート | 2                       | 1 以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)         | につき190円<br>1人2時間以内770円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき390円 |
|                   |        |                         |                                                      | 1面1時間につき 1,450円                                    |
|                   |        | メイン<br>アリー<br>ナ         | 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 | 1時間につき 1,100円                                      |
|                   |        |                         | 2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合                 | 1時間につき 2,200円                                      |
|                   |        |                         | 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合                         | 1時間につき 4,100円                                      |
|                   |        | 全部<br>利用<br>の<br>場<br>合 | 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 | 1時間につき 380円                                        |
|                   |        |                         | 2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合                 | 1時間につき 710円                                        |
|                   |        |                         | 3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合                         | 1時間につき 1,450円                                      |
|                   |        | 個人<br>利用<br>の<br>場      | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                                   | 1人2時間以内150円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき80円             |
|                   |        |                         | 2 1 以外の者(学齢に達しない者、                                   | 1人2時間以内300円、2時間を超                                  |

|       |             |                                                                   |                                               |                                                                                                                                       |
|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 合           | 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)                                      | えるときはその超える時間1時間につき150円                        |                                                                                                                                       |
| 軟式野球場 |             |                                                                   | 1時間につき1,550円                                  |                                                                                                                                       |
| 硬式野球場 | 入場料を徴収しない場合 | 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、大学の学生並びにこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合 | 1時間につき1,970円<br>半日につき7,100円<br>1日につき12,100円   |                                                                                                                                       |
|       |             | 2 1以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合                                         | 1時間につき3,950円<br>半日につき14,200円<br>1日につき24,200円  |                                                                                                                                       |
|       |             |                                                                   | 入場料を徴収する場合                                    | 半日につき 入場料の額（入場料の額に段階があるときは、その最高額。以下同じ。）に60を乗じて得た額（その額が14,200円に満たない場合は、14,200円）<br>1日につき 入場料の額に100を乗じて得た額（その額が24,200円に満たない場合は、24,200円） |
|       | 全部利用の場合     |                                                                   |                                               | 1時間につき2,650円                                                                                                                          |
|       | 陸上競技場       | 個人利用の場合                                                           |                                               | 1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                                                                                                                    |
|       |             |                                                                   | 2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) | 1人1回につき300円                                                                                                                           |
| 合宿所   |             | 1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者                         | 1人1泊につき2,150円                                 |                                                                                                                                       |
|       |             | 2 1以外の者                                                           | 1人1泊につき2,700円                                 |                                                                                                                                       |

別表第3備考2の事項中「使用時間」を「利用時間」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第12条の2関係）

| 区 分    |                                      | 利用料金の上 限 額 |      |
|--------|--------------------------------------|------------|------|
| 大型遊戯施設 | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者 | 1人1回につき    | 450円 |

別表第5を次のように改める。

別表第5（第12条の2関係）

1 オートキャンプ場に入場する場合

| 区 分    |                                      | 利用料金の上 限 額 |        |
|--------|--------------------------------------|------------|--------|
| デイキャンプ | 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者以外の者 | 1人1日につき    | 850円   |
| 宿泊キャンプ | 1 小学校の児童                             | 1人1泊につき    | 750円   |
|        | 2 1以外の者（学齢に達しない者を除く。）                | 1人1泊につき    | 1,400円 |

2 オートキャンプ場内の施設又は設備を利用する場合

| 区 分 |  | 利用料金の上 限 額 |         |
|-----|--|------------|---------|
| サイト |  | 1サイト1日につき  | 450円    |
|     |  | 1サイト1泊につき  | 3,950円  |
| ロッジ |  | 1棟1泊につき    | 18,300円 |
| 洗濯機 |  | 1回につき      | 300円    |
| 乾燥機 |  | 1回につき      | 150円    |

3 パークゴルフ場を利用する場合（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者が利用する場合を除く。）

(1) 北海道立オホーツク公園のパークゴルフ場を利用する場合

1人1日につき 210円

(2) 北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場を利用する場合

1人1日につき 300円

4 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

| 区 分 | 利用料金の上 限 額 |      |
|-----|------------|------|
| クラブ | 1本1日につき    | 100円 |

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の表の改正規定(北海道立真駒内公園に係る部分に限る。)及び別表第2の改正規定(駐車場に係る部分に限る。)は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道立都市公園条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定によりされている使用の承認の申請については、この条例による改正後の北海道立都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定によりされた利用の承認の申請とみなす。
- 3 前項の規定により利用の承認の申請とみなされた申請に係る利用料金の額は、改正後の条例第12条の2第3項の規定にかかわらず、改正前の条例第11条第2項の規定による額とする。

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

北海道立北方建築総合研究所条例の一部を改正する条例

北海道立北方建築総合研究所条例（昭和30年北海道条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「1日につき1,700円以上3万7,600円」を「半日（午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。）につき870円以上1万3,000円以下、1日につき4,200円以上3万8,000円」に改め、同項第2号中「1日につき520円以上11万2,500円」を「1時間（使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）につき860円以上2,300円以下、1日につき500

円以上10万9,400円」に改める。

第5条第2項第1号中「4,000円以上31万6,900円」を「4,600円以上36万4,400円」に改め、同項第2号中「3万8,100円以上132万4,700円」を「4万3,300円以上149万4,600円」に改め、同項第3号中「又は湿気」を「湿気又は空気質」に、「1万4,300円以上36万1,300円」を「1万6,300円以上41万4,100円」に改め、同項第4号中「3万1,100円以上23万5,400円」を「3万6,200円以上27万700円」に改め、同項第5号中「10万1,100円以上14万300円」を「11万5,900円以上16万600円」に改め、同項第9号中「600円」を「700円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立北方建築総合研究所の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

教育公務員特例法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

教育公務員特例法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例  
（北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第24条第6項」の次に「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。）第13条第1項」を加え、同条第2項中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「特例法」という。）第21条の3」を削る。

第10条の4第1項中「同法」を削り、同条第2項中「、国立の高等学校の校長及び教員の定時制通信教育手当を基準として」を削る。

第12条第3項中「、国立の高等学校の教員の産業教育手当を基準として」を削る。

第21条第2項中「並びに国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関す

る法律」を「及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。  
（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第2条** 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第2項中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条の3」を「法第44条」に改める。

（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

**第3条** 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

**第4条** 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に改める。

第2条第1項中「規定する」の次に「公立の」を加え、同条第2項中「とは、」の次に「義務教育諸学校等の」を加える。

第3条の見出し中「義務教育諸学校等の」を削り、同条第1項中「義務教育諸学校等の」を削り、「のうちその属する職務の級が北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「給与条例」という。）別表第2の教育職給料表又は市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表の教育職給料表の1級又は2級である者」を「（校長及び教頭を除く。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「義務教育諸学校等の」及び「（管理職手当を受ける者を除く。第7条において同じ。）」を削り、「給与条例」を「北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「給与条例」という。）」に、「市町村立学校職員給与条例」を「市町村立学校職員給与負担法

に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「義務教育諸学校等の」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道立青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第67号

北海道立青年の家条例の一部を改正する条例

北海道立青年の家条例（昭和37年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

| 区 分 |                                  | 使 用 料   |      |
|-----|----------------------------------|---------|------|
| 1   | 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者 | 1人1泊につき | 200円 |
| 2   | 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者          | 1人1泊につき | 130円 |
| 3   | 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）           | 1人1泊につき | 770円 |

#### 附 則

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立青年の家の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第68号

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例

北海道立少年自然の家条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように

改正する。

第5条第1項中「少年自然の家」の次に「（北海道立砂川少年自然の家（以下「砂川少年自然の家」という。）を除く。）」を加え、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

**第5条の2** 砂川少年自然の家を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により砂川少年自然の家の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、知事が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 管理受託者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

第6条中「少年自然の家」を「砂川少年自然の家」に改め、「ことができる」を削る。

別表を別表第1とし、同表を次のように改める。

**別表第1**（第5条関係）

| 区 分                                | 使 用 料        |
|------------------------------------|--------------|
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者          | 1人1泊につき 130円 |
| 2 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者 | 1人1泊につき 200円 |
| 3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）           | 1人1泊につき 770円 |

別表第1の次に次の1表を加える。

**別表第2**（第5条の2関係）

| 区 分                                | 利用料金の上限額     |
|------------------------------------|--------------|
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者          | 1人1泊につき 130円 |
| 2 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者 | 1人1泊につき 200円 |
| 3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）           | 1人1泊につき 770円 |

**附 則**

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立少年自然の家（北海道立砂川少年自然の家を除く。）の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。
- 施行日前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立砂川少年自然の家の利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の北海道立少年自然の家条例第5条の2第3項の規定にかかわらず、この条例による改正前の北海道立少年自然の家条例第5条第2項の規定による額とする。

北海道立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道条例第69号**

北海道立博物館条例の一部を改正する条例

北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（利用料金）

**第3条** 博物館を利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第5条の規定により博物館の管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

2 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承

認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、知事が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第4条中「知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料」を「管理受託者は、知事が定める基準に従い、利用料金」に改める。

第5条中「ことができる」を削る。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 博物館に展示する資料を観覧する場合

(1) 北海道立北方民族博物館の常設展示の場合

| 区 分                                           | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|-----------------------------------------------|-----------------|------------|
|                                               | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                     | 150円            | 1人につき 120円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 450円            | 1人につき 360円 |

(2) 北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館の常設展示の場合

| 区 分                                           | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|-----------------------------------------------|-----------------|------------|
|                                               | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                     | 220円            | 1人につき 150円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 450円            | 1人につき 370円 |

(3) 北海道立北方民族博物館の特別展示の場合

| 区 分                       | 利 用 料 金 の 上 限 額 |            |
|---------------------------|-----------------|------------|
|                           | 個 人             | 10人以上の団体   |
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者 | 70円             | 1人につき 40円  |
| 2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者 | 150円            | 1人につき 120円 |
| 3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）  | 450円            | 1人につき 360円 |

(4) 北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館の特別展示の場合

| 区 分                       | 利 用 料 金 の 上 限 額 |              |
|---------------------------|-----------------|--------------|
|                           | 個 人             | 10人以上の団体     |
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者 | 710円            | 1人につき 610円   |
| 2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者 | 1,160円          | 1人につき 860円   |
| 3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）  | 1,890円          | 1人につき 1,470円 |

2 北海道立文学館の特別展示室又は講堂を利用する場合

| 区 分       | 利 用 料 金 の 上 限 額 |     |         |
|-----------|-----------------|-----|---------|
|           | 午 前             | 午 後 | 1 日     |
| 特 別 展 示 室 |                 |     | 47,880円 |
| 講 堂       |                 |     | 12,280円 |

3 北海道立釧路芸術館の展示室、講堂又は多機能室を利用する場合

| 区 分     | 利 用 料 金 の 上 限 額 |        |        |         |
|---------|-----------------|--------|--------|---------|
|         | 午 前             | 午 後    | 夜 間    | 1 日     |
| 展 示 室   |                 |        |        | 47,880円 |
| 講 堂     |                 |        |        | 16,380円 |
| 多 機 能 室 | 4,750円          | 6,120円 | 4,750円 | 14,470円 |



備考

- 1 2の表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、1日とは午前9時から午後5時までとする。
- 2 3の表において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時まで、1日とは午前9時から午後9時まで(展示室にあっては、午前9時から午後5時まで)とする。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立文学館の特別展示室若しくは講堂又は北海道立釧路芸術館の展示室、講堂若しくは多機能室の利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の北海道立博物館条例第3条第3項の規定にかかわらず、この条例による改正前の北海道立博物館条例第3条第2項又は第3項の規定による額とする。

北海道立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

北海道立美術館条例の一部を改正する条例

北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

- 1 北海道立近代美術館又は北海道立三岸好太郎美術館の常設展示の場合

| 区 分                                           | 観 覧 料 |          |      |
|-----------------------------------------------|-------|----------|------|
|                                               | 個 人   | 10人以上の団体 |      |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                     | 220円  | 1人につき    | 150円 |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 450円  | 1人につき    | 370円 |

- 2 北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館又は北海道立帯広美術館の常設展示の場合

| 区 分                                           | 観 覧 料 |          |      |
|-----------------------------------------------|-------|----------|------|
|                                               | 個 人   | 10人以上の団体 |      |
| 1 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者                     | 90円   | 1人につき    | 60円  |
| 2 1以外の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 150円  | 1人につき    | 120円 |

- 3 特別展示の場合 次の表の範囲内で規則で定める額

| 区 分                       | 観 覧 料  |          |        |
|---------------------------|--------|----------|--------|
|                           | 個 人    | 10人以上の団体 |        |
| 1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者 | 710円   | 1人につき    | 610円   |
| 2 高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者 | 1,160円 | 1人につき    | 860円   |
| 3 1及び2以外の者で15歳以上のもの       | 1,890円 | 1人につき    | 1,470円 |

備考 個人で観覧する場合であって、常設展示と特別展示を併せて観覧するときその他の知事が別の観覧料を設定する必要があると認めるときの観覧料の額は、この表の区分に応じ、当該個人の観覧料の額を上限とし、10人以上の団体の1人当たりの観覧料の額を下限として規則で定める。

別表第2の1の表中

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
|        |        | 39,900 |
| 4,200円 | 5,250円 | 9,450  |

円  
円

を

|        |        |         |
|--------|--------|---------|
|        |        | 47,880円 |
| 5,460円 | 6,820円 | 12,280円 |

に改め、同

別表第2の2の表中

|        |        |         |
|--------|--------|---------|
|        |        | 39,900円 |
| 3,660円 | 4,710円 | 8,400円  |

|   |        |        |         |       |
|---|--------|--------|---------|-------|
| を |        |        | 47,880円 | に改める。 |
|   | 4,750円 | 6,120円 | 10,920円 |       |

### 附 則

- この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日前に利用の承認の申請がされた同日以後の北海道立美術館の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第71号

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 体育センターを利用しようとする者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を次条の規定により体育センターの管理の委託を受けたもの（以下「管理受託者」という。）に納めなければならない。

- 前項の規定により管理受託者に納められた利用料金は、管理受託者の収入とする。
- 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、管理受託者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。
- 管理受託者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、管理受託者は、知事が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- 管理受託者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。第5条中「ことができる」を削る。
- 別表1の事項から3の事項までを次のように改める。

#### 1 総合体育センターを利用する場合

| 区 分                         |                                 |                                             |                      | 利用料金の上限額        |          |          |          |            |
|-----------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------|----------------------|-----------------|----------|----------|----------|------------|
|                             |                                 |                                             |                      | 午 前             | 午 後      | 夜 間      | 1 日      |            |
| メイ<br>ン<br>ア<br>リ<br>ー<br>ナ | 全<br>部<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合 | 入場料<br>を徴収<br>しない<br>場合                     | アマチュアスポーツに利用<br>する場合 | 48,960円         | 48,960円  | 61,200円  | 159,120円 |            |
|                             |                                 |                                             | その<br>他の<br>場合       | 営利を目的としない<br>場合 | 170,280円 | 170,280円 | 212,880円 | 553,440円   |
|                             |                                 |                                             |                      | その他の場合          | 408,000円 | 408,000円 | 510,000円 | 1,326,000円 |
|                             |                                 | 入場料<br>を徴収<br>する場<br>合                      | アマチュアスポーツに利用<br>する場合 | 73,440円         | 73,440円  | 91,800円  | 238,680円 |            |
|                             |                                 |                                             | その<br>他の<br>場合       | 営利を目的としない<br>場合 | 255,480円 | 255,480円 | 319,320円 | 830,280円   |
|                             |                                 |                                             |                      | その他の場合          | 612,600円 | 612,600円 | 765,720円 | 1,990,920円 |
| サブ<br>ア<br>リ<br>ー<br>ナ      | 全<br>部<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合 | 入場料<br>を徴収<br>しない<br>場合                     | アマチュアスポーツに利用<br>する場合 | 13,560円         | 13,560円  | 17,040円  | 44,160円  |            |
|                             |                                 |                                             | その<br>他の<br>場合       | 営利を目的としない<br>場合 | 47,400円  | 47,400円  | 59,280円  | 154,080円   |
|                             |                                 |                                             |                      | その他の場合          | 113,760円 | 113,760円 | 142,200円 | 369,720円   |
|                             |                                 | 入場料<br>を徴収<br>する場<br>合                      | アマチュアスポーツに利用<br>する場合 | 20,400円         | 20,400円  | 25,560円  | 66,360円  |            |
|                             |                                 |                                             | その<br>他の<br>場合       | 営利を目的としない<br>場合 | 71,160円  | 71,160円  | 89,040円  | 231,360円   |
|                             |                                 |                                             |                      | その他の場合          | 170,880円 | 170,880円 | 213,600円 | 555,360円   |
|                             | 個<br>人<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合 | 高等学校の生徒及びこれに<br>準ずる者                        | 240円                 | 240円            | 240円     |          |          |            |
|                             |                                 | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 600円                 | 600円            | 600円     |          |          |            |
|                             | 柔<br>道<br>室                     | 全 部 利 用 の 場 合                               |                      | 6,240円          | 6,240円   | 7,800円   | 20,280円  |            |
|                             |                                 | 個<br>人<br>利<br>用<br>の<br>場<br>合             | 高等学校の生徒及びこれに<br>準ずる者 | 240円            | 240円     | 240円     |          |            |
| その他の者（学齢に達しない者）             |                                 |                                             |                      |                 |          |          |          |            |

|               |               |                                             |          |          |          |          |
|---------------|---------------|---------------------------------------------|----------|----------|----------|----------|
|               | 合             | い者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)             | 600円     | 600円     | 600円     |          |
| 剣道室           | 全 部 利 用 の 場 合 |                                             | 6,240円   | 6,240円   | 7,800円   | 20,280円  |
|               | 個人利用の場合       | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 240円     | 240円     | 240円     |          |
|               |               | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) | 600円     | 600円     | 600円     |          |
| 弓道場           | 全 部 利 用 の 場 合 |                                             | 6,240円   | 6,240円   | 7,800円   | 20,280円  |
|               | 個人利用の場合       | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 240円     | 240円     | 240円     |          |
|               |               | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) | 600円     | 600円     | 600円     |          |
| クライミングウォール    | 全 部 利 用 の 場 合 |                                             | 5,760円   | 5,760円   | 7,200円   | 18,720円  |
|               | 個人利用の場合       | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 240円     | 240円     | 240円     |          |
|               |               | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。) | 600円     | 600円     | 600円     |          |
| 講 堂 ・ 視 聴 覚 室 |               |                                             | 11,400円  | 11,400円  | 14,160円  | 36,960円  |
| 研 修 室         | 大             |                                             | 8,520円   | 8,520円   | 10,560円  | 27,600円  |
|               | 中             |                                             | 4,440円   | 4,440円   | 5,520円   | 14,400円  |
|               | 小             |                                             | 2,080円   | 2,080円   | 2,600円   | 6,760円   |
| 特 別 控 室       |               |                                             | 10,560円  | 10,560円  | 13,200円  | 34,320円  |
| 貴 賓 室         |               |                                             | 105,600円 | 105,600円 | 132,000円 | 343,200円 |

2 総合体育センターのトレーニング室及び測定室を利用する場合

| 区 分     |                                             | 利用料金の上 限 額      |      |
|---------|---------------------------------------------|-----------------|------|
| トレーニング室 | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            | 1 人 1 回 2 時間につき | 260円 |
|         | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） | 1 人 1 回 2 時間につき | 450円 |

|   |   |   |            |        |
|---|---|---|------------|--------|
| 測 | 定 | 室 | 1 人 1 回につき | 5,720円 |
|---|---|---|------------|--------|

3 北見体育センターを利用する場合

| 区 分   |         |                                             |                  | 利 用 料 金 の 上 限 額                             |          |            |          |      |
|-------|---------|---------------------------------------------|------------------|---------------------------------------------|----------|------------|----------|------|
|       |         |                                             |                  | 午 前                                         | 午 後      | 夜 間        | 1 日      |      |
| 競技場   | 全部利用の場合 | 入場料を徴収しない場合                                 | アマチュアスポーツに利用する場合 | 5,040円                                      | 5,040円   | 6,790円     | 13,590円  |      |
|       |         |                                             | その 営利を目的としない場合   | 15,860円                                     | 15,860円  | 18,130円    | 45,360円  |      |
|       |         |                                             | 他の 場合            | 68,040円                                     | 68,040円  | 84,910円    | 204,120円 |      |
|       |         | 入場料を徴収する場合                                  | アマチュアスポーツに利用する場合 | 11,830円                                     | 11,830円  | 13,590円    | 34,020円  |      |
|       |         |                                             | その 営利を目的としない場合   | 68,040円                                     | 68,040円  | 84,910円    | 204,120円 |      |
|       |         |                                             | 他の 場合            | 181,440円                                    | 181,440円 | 226,800円   | 544,320円 |      |
|       | 個人利用の場合 | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            |                  | 120円                                        | 120円     | 120円       |          |      |
|       |         | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） |                  | 300円                                        | 300円     | 300円       |          |      |
|       | トレーニング室 |                                             |                  | 高等学校の生徒及びこれに準ずる者                            |          | 1 人 1 回につき |          | 370円 |
|       |         |                                             |                  | その他の者（学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。） |          | 1 人 1 回につき |          | 640円 |
| 講 堂   |         |                                             | 5,910円           | 5,910円                                      | 5,910円   | 17,740円    |          |      |
| 研 修 室 |         |                                             | 2,440円           | 2,440円                                      | 2,440円   | 7,330円     |          |      |

別表4の事項中「使用する」を「利用する」に改め、同表5の事項中「使用する」を「利用する」に改め、同事項を同表6の事項とし、同表4の事項の次に次の1事項を加える。

5 体育センターの運動用具を利用する場合

1 回につき 5,640円

別表備考2の事項中「全部使用に係る使用料」を「全部利用に係る利用料金」に、「使用料の額」を「利用料金の上 限 額」に、「その使用」を「その利用」に改

め、同表備考3の事項中「個人使用」を「個人利用」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「使用時間」を「利用時間」に、「夜間使用」を「夜間利用」に改め、同表備考4の事項中「使用する」を「利用する」に改め、「（個人使用の場合を除く。）」を削り、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「その使用」を「その利用」に改め、同表備考5の事項中「使用する」を「利用する」に、「個人使用」を「個人利用」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「その使用」を「その利用」に改め、同表備考6の事項中「使用する」を「利用する」に、「個人使用」を「個人利用」に、「使用料の額」を「利用料金の上限額」に、「その使用」を「その利用」に、「規定より算定した」を「規定により算出した」に改め、同表備考7の事項を次のように改める。

7 管理受託者は、特別に利用する電気、水道等の料金及び暖房料について、別に実費を徴収することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立体育センターの利用に係る利用料金の額については、この条例による改正後の北海道立体育センター条例第4条第3項の規定にかかわらず、この条例による改正前の北海道立体育センター条例第4条第2項の規定による額とする。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

|           |    |      |
|-----------|----|------|
| 木造        | 月額 | 200円 |
| ブロック造     | 月額 | 500円 |
| 鉄筋コンクリート造 | 月額 | 700円 |

を

|         |
|---------|
| ブロック造   |
| 鉄筋コンクリー |

|    |    |        |       |
|----|----|--------|-------|
| ト造 | 月額 | 750円   | に改める。 |
|    | 月額 | 1,050円 |       |

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「432人」を「437人」に、「749人」を「757人」に、「5,532人」を「5,590人」に、「2,891人」を「2,920人」に、「9,604人」を「9,704人」に、「10,967人」を「11,067人」に改める。

附則第4項中「432人」を「437人」に、「749人」を「757人」に、「5,532人」を「5,590人」に、「2,891人」を「2,920人」に、「9,604人」を「9,704人」に、「10,967人」を「11,067人」に、「435人」を「440人」に、「755人」を「762人」に、「5,572人」を「5,630人」に、「2,912人」を「2,942人」に、「9,674人」を「9,774人」に、「11,037人」を「11,137人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次

のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 8 知事の給料月額、平成16年 4 月 1 日から同年 6 月30日までの間に限り、第 3 条第 1 項及び附則第 6 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から第 3 条第 1 項に定める額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

#### 附 則

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

---

